

那覇市公報

第 1 6 0 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市化製場等に関する法律施行条例（生活衛生課）	614
○那覇市と畜場法施行条例（生活衛生課）	616
○那覇市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（人事課）	618
○那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（総務課）	623
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）	625

◇規 則◇

○那覇市と畜場法施行細則（生活衛生課）	630
○那覇市化製場等に関する法律施行細則（生活衛生課）	651
○那覇市の蝶選定委員会規則（総務課）	666

◇告 示◇

○那覇広域都市計画緑地の変更について（都市計画課）	668
○那覇広域都市計画公園の変更について（都市計画課）	669
○地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課）	670
○地縁による団体の認可について（まちづくり協働推進課）	671
○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）	672
○平成 25 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)（財政課）	672

◇公 告◇

○住民票の職権消除の公示について（市民課）	675
○那覇市広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の換地計画の縦覧について（区画整理課）	676
○都市公園の設置及び供用開始について（公園管理課）	677

◇議 会 訓 令◇

○那覇市議会議員章規程の一部を改正する訓令	679
-----------------------	-----

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	681
-----------------------------	-----

◇選挙管理委員会告示◇

○ポスター掲示場の設置場所について	682
○直接請求に要する選挙権を有する者の数について	690
○期日前投票所について	690
○期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について	691
○投票所について	693
○投票管理者及びその職務代理者の氏名等について	695
○開票の場所及び日時について	697
○開票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について	697
○投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について	698
○開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について	698
○選挙人名簿の縦覧場所について	699
○選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準日、登録の日及び縦覧の日について	700
○ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することのできる日について	701

◇監査委員公表◇

○平成 25 年度前期定期監査の結果について（公表）	701
----------------------------------	-----

条 例

那覇市条例第34号

平成25年 6 月 28 日

那覇市化製場等に関する法律施行条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市化製場等に関する法律施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号。以下「法」という。)の施行に関し、化製場等に関する法律施行令(昭和31年政令第285号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（経営の廃止等の届出）

第3条 法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者は、当該許可に係る申請書に記載した事項を変更したとき(法第3条第2項に該当する場合を除く。)又は当該施設の経営を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、当該変更又は廃止等の日から10日以内に、その旨を保健所長に届け出なければならない。

（死亡獣畜取扱場の変更の届出事項）

第4条 法第3条第2項の条例で定める事項は、死亡獣畜取扱場における死亡獣畜の埋却を行う区域とする。

（動物の飼養又は収容の廃止等の届出）

第5条 法第9条第1項の許可を受けた者又は同条第4項の規定により許可を受けたとみなされた者は、当該許可に係る申請書に記載した事項を変更したとき又は動物の飼養又は収容を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、当該変更又は廃止等の日から10日以内に、その旨を保健所長に届け出なければならない。

（動物の飼養及び収容の届出事項）

第6条 法第9条第4項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 施設の所在地

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第35号

平成25年 6 月 28 日

那覇市と畜場法施行条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市と畜場法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、と畜場法(昭和28年法律第114号。以下「法」という。)の施行に関し、と畜場法施行令(昭和28年政令第216号。以下「政令」という。)及びと畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

（構造設備の基準）

第3条 政令第1条第11号の規定により条例で定める一般と畜場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 生体検査所は、大動物(牛及び馬をいう。次号において同じ。)用及び小動物(豚、めん羊及び山羊をいう。次号において同じ。)用に区分すること。
- (2) 処理室のと室は、大動物用及び小動物用に区分すること。ただし、1日当たり5頭未満の大動物をとさつし、かつ、50頭未満の小動物をとさつする一般と畜場にあつては、この限りでない。

（廃止等の届出）

第4条 法第4条第1項の設置の許可を受けた者は、と畜場を廃止し、休止し又は再開したときは、当該廃止等の日から7日以内に、その旨を保健所長に届け出なければならない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第36号

平成25年 6 月28日

那覇市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(那覇市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 16 第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超え42年11月以下である者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、当分の間、同条第1項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。	付 則 16 第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超え42年11月以下である者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、当分の間、同条第1項又は第5条の2の規定及び第6条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	

(那覇市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成25年那覇市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (経過措置) 2 第1条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例(以下<u>この項において「新退職手当条例」という。</u>)付則第15項(新退職手当条例付則第17項及び第2条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例付則第12項においてその例による場合を含む。)及び第16項の規定の適用については、新退職手当条例付則第15項中「100分の93.1」とあるのは、<u>平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の101.9」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の99.7」と、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「100分の97.5」と、平成28</u>	付 則 (経過措置) 2 第1条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例(以下「<u>新退職手当条例</u>」という。)付則第15項(新退職手当条例付則第17項及び第2条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例付則第12項においてその例による場合を含む。)及び第16項の規定の適用については、新退職手当条例付則第15項中「100分の93.1」とあるのは、<u>平成25年6月30日から平成26年3月31日までの間においては「100分の101.9(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第16条第1項各号に掲げる者を含む。以下「<u>自己都合退職者</u>」という。)</u>であつて勤続期間が20年以上35年以下のもの及び勤続期

年4月1日から平成29年3月31日までの間においては「100分の95.3」とする。

間が19年11月以下の者にあつては、100分の100)』と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の99.7」と、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「100分の97.5」と、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては「100分の95.3」とする。

3 自己都合退職者に対する新退職手当条例付則第16項の規定の適用については、同項中「42年11月以下」とあるのは、平成25年6月30日から平成26年3月31日までの間においては「43年9月以下」と、「前項に定める割合」とあるのは、平成25年6月30日から平成26年3月31日までの間においては「前項に定める割合(自己都合退職者にあつては、100分の100)」とする。

4 新退職手当条例第3条第1項(自己都合退職者に係る退職手当に関する部分を除く。)の規定に該当する退職をした者に対する新退職手当条例付則第16項の規定の適用については、同項中「42年11月以下」とあるのは、平成25年6月30日から平成26年3月31日までの間においては「35年9月以下」と、「同条第1項又は第5条の2の規定及び第6条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額」とあるのは、平成25年6月30日から平成26年3月31日までの間においては「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額」とする。

5 新退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をした者に対する第2条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例付則第12項の規定の適用については、同項中「43年以上」とあるのは、平成25年6月30日から平成26年3月31日までの間においては「43年10月以上」とする。

3 第3条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

6 第3条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

付則第2項の規定の適用については、同項中「100分の93.1」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の101.9」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の99.7」と、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「100分の97.5」と、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては「100分の95.3」と、「104分の93.1」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の101.9」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の99.7」と、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「104分の97.5」と、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては「104分の95.3」とする。

付則第2項の規定の適用については、同項中「100分の93.1」とあるのは、平成25年6月30日から平成26年3月31日までの間においては「100分の100」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の99.7」と、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「100分の97.5」と、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては「100分の95.3」と、「(42年7月以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び36年7月以上42年7月以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)」とあるのは、平成25年6月30日から平成26年3月31日までの間においては「(自己都合退職者であつて当該勤続期間が43年5月以下のもの及び当該勤続期間が35年9月以上43年5月以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)」と、「104分の93.1」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の101.9」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の99.7」と、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「104分の97.5」と、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては「104分の95.3」とする。

7 新退職手当条例第3条第1項(自己都合退職者に係る退職手当に関する部分を除く。)の規定に該当する退職をした者に対する第3条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例付則第2項の規定の適用については、同項中「及び付則第15項から第18項」とあるのは、平成25年6月30日から平成26年3月31日までの間においては「及び付則第15項から第18項(付則第16項の規定の適用については「36年6月」とあるのは「35年8月」とする。)」とする。

	<u>8 新退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をした者に対する第3条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例付則第2項の規定の適用については、同項中「42年8月以上」とあるのは、平成25年6月30日から平成26年3月31日までの間においては「43年6月以上」とする。</u>
備考 1 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成25年6月30日から施行する。
(経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の那覇市職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

那覇市条例第37号

平成25年 6 月 28 日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市歌選定委員会	[略]
	那覇市特別職報酬等審議会	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市歌選定委員会	[略]
	那覇市の蝶選定委員会	<u>市の蝶の選定に関すること。</u>
	那覇市特別職報酬等審議会	[略]
[略]		

那覇市条例第38号

平成25年 6 月28日

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の那覇市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものから適用する。

〔改正前 別記〕

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～3 〔略〕

4 〔略〕

〔改正後 別記〕

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～3 〔略〕

4 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査((2)の号に該当する場合を除く。)	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額)を加算した額) ア 住戸 (ア) 1戸のもの 24,000円 (イ) 2戸から5戸までのもの 49,000円 (ウ) 6戸から10戸までのもの 69,000円 (エ) 11戸から25戸までのもの 98,000円 (オ) 26戸から50戸までのもの 142,000円 (カ) 51戸から100戸までのもの 205,000円 (キ) 101戸から200戸までのもの 281,000円 (ク) 201戸から300戸までのもの 371,000円

			(ケ) 301戸以上のもの 43 3,000円 イ 共同住宅等の共用部分 (ア) 300平方メートル以下 のもの 78,000円 (イ) 300平方メートルを超 え2,000平方メートル以下 のもの 129,000円 (ウ) 2,000平方メートルを 超え5,000平方メートル以 下のもの 205,000円 (エ) 5,000平方メートルを 超え10,000平方メートル 以下のもの 266,000円 (オ) 10,000平方メートル を超え25,000平方メー トル以下のもの 322,000円 (カ) 25,000平方メートル を超えるもの 372,000円 ウ 住宅以外の用途に供する 部分 (ア) 300平方メートル以下 のもの 172,000円 (イ) 300平方メートルを超 え2,000平方メートル以下 のもの 275,000円 (ウ) 2,000平方メートルを 超え5,000平方メートル以 下のもの 395,000円 (エ) 5,000平方メートルを 超え10,000平方メートル 以下のもの 488,000円 (オ) 10,000平方メートル を超え25,000平方メー トル以下のもの 579,000円 (カ) 25,000平方メートル を超えるもの 658,000円
(2)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関(住宅以外の用途に供	評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料

する部分については建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。)又はエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(以下「評価機関等」という。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査

料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額)を加算した額)

ア 住戸

- (ア) 1戸のもの 3,300円
- (イ) 2戸から5戸までのもの 6,900円
- (ウ) 6戸から10戸までのもの 11,000円
- (エ) 11戸から25戸までのもの 20,000円
- (オ) 26戸から50戸までのもの 34,000円
- (カ) 51戸から100戸までのもの 62,000円
- (キ) 101戸から200戸までのもの 100,000円
- (ク) 201戸から300戸までのもの 129,000円
- (ケ) 301戸以上のもの 137,000円

イ 共同住宅等の共用部分

- (ア) 300平方メートル以下のもの 6,900円
- (イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 20,000円
- (ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 62,000円
- (エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 100,000円
- (オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの 129,000円
- (カ) 25,000平方メートルを超えるもの 158,000円

ウ 住宅以外の用途に供する部分

- (ア) 300平方メートル以下

			のもの 6,900円 (イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 20,000円 (ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 62,000円 (エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 100,000円 (オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの 129,000円 (カ) 25,000平方メートルを超えるもの 158,000円
(3)	法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（(4)の号に該当する場合を除く。）	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	(1)の号の規定により合算した額の2分の1の額（申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額（構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額）を加算した額）
(4)	法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更（変更部分について法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査	評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	(2)の号の規定により合算した額の2分の1の額（申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額（構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額）を加算した額）

5 [略]

規 則

那覇市規則第65号

平成25年 6 月 28 日

那覇市と畜場法施行細則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市と畜場法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、と畜場法(昭和28年法律第114号。以下「法」という。)の施行に関し、と畜場法施行令(昭和28年政令第216号。以下「政令」という。)、と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)及び那覇市と畜場法施行条例(平成25年那覇市第35号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（設置許可の申請等）

第2条 法第4条第2項の規定による許可を受けようとする者は、と畜場設置許可申請書(第1号様式)を保健所長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 構造設備の配置図、仕様書、設計書及び周辺の見取図
- (2) 汚水及び汚物の処理施設の規模並びに処理方法を記載した書類
- (3) 水道水以外の水を使用する場合は、水質検査の結果を証する書類の写し

3 保健所長は、第1項の申請があった場合において、申請者に対し、許可したときはと畜場設置許可証(第2号様式)を交付し、許可しないときはと畜場設置不許可通知書(第3号様式)により通知するものとする。

（変更届）

第3条 法第4条第3項の規定による届出をしようとする者は、と畜場設置許可申請書記載事項変更届(第4号様式)を当該変更の日の10日前までに保健所長に提出しなければならない。

2 前項の届出が構造設備の変更に係るものである場合は、同項の届出書には変更後の施設の構造設備の状況を明らかにした図面を添付しなければならない。

（公衆衛生上危害を生ずるおそれのある場所）

第4条 法第5条第1項第3号の市長が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所は、次のとおりとする。ただし、土地の状況又は衛生措置を講ずることにより市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 学校、病院その他公衆の多数集合する施設に近接した場所
- (2) し尿処理場、化製場、死亡獣畜取扱場又は火葬場

(3) 排水が十分でない場所

(4) その他保健所長が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所
(衛生管理責任者の設置等の届出)

第5条 法第7条第6項の規定による届出をしようとする者は、衛生管理責任者(設置・変更)届(第5号様式)を保健所長に提出しなければならない。

(作業衛生責任者の設置等の届出)

第6条 法第10条第2項において準用する法第7条第6項の規定による届出をしようとする者は、作業衛生責任者(設置・変更)届(第6号様式)を保健所長に提出しなければならない。

(と畜場使用料等の認可)

第7条 法第12条第1項の規定による認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により保健所長に提出しなければならない。

(1) と畜場使用料の認可又は変更の認可申請 と畜場使用料(認可・変更)申請書(第7号様式)

(2) とさつ解体料の認可又は変更の認可申請 とさつ解体料(認可・変更)申請書(第8号様式)

(自家用とさつ届)

第8条 法第13条第1項第1号の規定による届出をしようとする者は、自家用とさつ届(第9号様式)に獣医師の診断書を添えて、とさつの日の5日前までに保健所長に提出しなければならない。

(と畜場以外においてとさつする場合の許可申請)

第9条 政令第4条第2号の規定により、とさつの許可を受けようとする者は、と畜場外とさつ許可申請書(第10号様式)を保健所長に提出しなければならない。

(牛の皮等の持出しの禁止の特例に係る許可申請)

第10条 政令第5条第1項第1号から第3号までの規定による認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により保健所長に提出しなければならない。

(1) 政令第5条第1項第1号又は第2号の規定による申請 牛の(皮・卵巣)のと畜場外への持出しに係る許可申請書(第11号様式)

(2) 政令第5条第1項第3号の規定による申請 獣畜の肉等のと畜場外への持出しに係る許可申請書(第12号様式)

2 保健所長は、前項の申請について許可をしたときは、申請者に対し、と畜場外への持出許可証(第13号様式)を交付するものとする。

(と畜検査の申請等)

第11条 政令第7条の規定による検査を受けようとする者は、と畜検査申請書(第14号様式)を保健所長に提出しなければならない。

2 法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりと畜場外の場所において獣畜をとさつた場合は、前項の申請書に獣医師の診断書を添付しなければならない。

(廃止等の届出)

第12条 条例第4条の規定による廃止、休止又は再開の届出は、と畜場(廃止・休止・再開)届(第15号様式)によるものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

生年月日

年 月 日

電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号

と畜場設置許可申請書

と畜場の設置の許可を受けたいので、と畜場法第4条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

と 畜 場	名 称	
	所在地	
と畜場の区別		一般と畜場 ・ 簡易と畜場
処理する獣畜の種類及び その1日当たりの頭数		
食肉の取引を行う場合は、その概要		
工 事 完 成 予 定		年 月 日

(添付書類)

- 1 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- 2 と畜場の管理及び業務運営の概要を記載した業務規定又はこれに準ずる事項を記載した書類
- 3 構造設備の配置図、仕様書、設計書及び周辺の見取図
- 4 汚水及び汚物の処理施設の規模並びに処理方法を記載した書類
- 5 水道水以外の水を使用する場合は、水質検査の結果を証する書類の写し

第2号様式(第2条関係)

申請者 住所 氏名	那覇市指令 第 年 月 日 号 様 那覇市保健所長 印 と畜場設置許可証 年 月 日付けで申請のあったと畜場の設置については、と畜場法第4条第1項の規定により下記のとおり許可する。 記						
と畜場	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区 別</td> <td style="text-align: center;">一般と畜場 ・ 簡易と畜場</td> </tr> </table>	名 称		所在地		区 別	一般と畜場 ・ 簡易と畜場
名 称							
所在地							
区 別	一般と畜場 ・ 簡易と畜場						
処理する獣畜の種類及び1日あたりの頭数							
許 可 番 号							
許 可 条 件							

第 3 号様式(第 2 条関係)

第 号
年 月 日申請者 住所
氏名 様

那覇市保健所長 印

と畜場設置不許可通知書

年 月 日付けで申請のあったと畜場の設置については、次の理由により許可できませんので、と畜場法第5条第1項の規定により通知します。

(理由)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第4号様式(第3条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

と畜場設置許可申請書記載事項変更届

次のとおり、と畜場の構造設備等を変更したいので、と畜場法第4条第3項の規定により、関係書類を添えて届けます。

と畜場	名 称	
	所在地	
と畜場の設置許可の 年月日及び番号		年 月 日 第 号
変更内容	(旧)	
	(新)	
変更予定年月日		年 月 日
変 更 理 由		
備 考		

第5号様式(第5条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名 称、代 表 者 の 氏 名 及 び 電 話 番 号 〕

衛生管理責任者(設置・変更)届

衛生管理責任者を設置(変更)したので、と畜場法第7条第6項の規定により、次の
とおり関係書類を添えて届けます。

と畜場	名 称		
	所在地		
衛生 管 理 責 任 者	氏 名		
	住 所		
	生年月日		年 月 日生
	資 格		法第7条第5項第 号に該当
	設置(変更)年月日		
	変更 の 場 合	内 容	
		理 由	

(添付書類)

衛生管理責任者が法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面の
写し

第6号様式(第6条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

作業衛生責任者(設置・変更)届

作業衛生責任者を設置(変更)したので、と畜場法第10条第2項において準用する同法第7条第6項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届けます。

と畜場	名 称	
	所在地	
作業衛生責任者	氏 名	
	住 所	
	生年月日	年 月 日生
	資 格	法第10条第2項において準用する法第7条第5項 第 号に該当
	設置(変更)年月日	
	変更の場合	内 容
		理 由

(添付書類)

作業衛生責任者が法第10条第2項各号において準用する法第7条第5項のいずれかに該当することを証する書面の写し

第7号様式(第7条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名 称、代 表 者 の 氏 名 及 び 電 話 番 号 〕

と畜場使用料(認可・変更)申請書

と畜場使用料の認可(変更)を受けたいので、と畜場法第12条第1項の規定により申請します。

と畜場	許可年月日	年 月 日					
	許可番号	第 号					
	名 称						
	所在地						
種類	牛	生後12月 未満の牛	馬	生後12月 未満の馬	豚	めん羊	山羊
料金1頭 当たり							
その他必要な事項	1 申請料金による1年の収入額及びその算出基礎						
	2 1年間の支出諸経費の金額及び算出基礎						
	3 変更の場合は、従来料金及び変更の理由						

第8号様式(第7条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
 名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

とさつ解体料(認可・変更)申請書

とさつ解体料の認可(変更)を受けたいので、と畜場法第12条第1項の規定により申請します。

と畜場	許可年月日	年 月 日					
	許可番号	第 号					
	名 称						
	所在地						
種類	牛	生後12 月未満 の牛	馬	生後12月 未満の馬	豚	めん羊	山羊
料金1頭 当たり							
その他必要な事項	1 1年間のとさつ、解体頭数						
	2 1年間の支出諸経費の金額及び算出基礎						
	3 変更の場合は、従来料金及び変更の理由						

第9号様式(第8条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

生年月日

年 月 日

電話番号

職 業

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

自家用とさつ届

自家用とさつをしたいので、と畜場法第13条第1項第1号の規定により届けます。

とさつ日時	年 月 日 時 分					
とさつ場所						
周囲の概要						
食用に供しようとするものの範囲						
自己、同居者以外の者の食用に供しようとするときは、その重量(キログラム)						
獣畜の 個体調査	畜 種	性別	年齢	特 徴	重量 (キログラム)	備 考

(添付書類)

獣医師の診断書

第10号様式(第9条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名 印

生年月日 年 月 日

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名 称、代 表 者 の 氏 名 及 び 電 話 番 号 〕

と畜場外とさつ許可申請書

と畜場以外の場所で獣畜をとさつしたいので、と畜場法施行令第4条第2号の規定により申請します。

とさつ日時	年 月 日 時 分						
とさつしようとする 獣畜	畜種	性別	品種	年齢	特徴	産地	備考
とさつの場所及び 周囲の概要							
とさつしようとする 理由							

第11号様式(第10条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

生年月日

年 月 日

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

牛の(皮・卵巣)のと畜場外への持出しに係る許可申請書

牛の(皮・卵巣)のと畜場外への持出しをしたいので、と畜場法施行令第5条第1項(第1号・第2号)の規定により申請します。

- 1 と畜場の名称及び所在地
- 2 牛の(皮・卵巣)の持出しを行う期間
- 3 持ち出す牛の(皮・卵巣)の一日当たりの数量の上限
- 4 持ち出す牛の(皮・卵巣)の個体を識別する方法
- 5 申請者から牛の(皮・卵巣)の持出しに関係する者又は施設への緊急連絡の方法

6 解体後検査の結果、持ち出された(皮・卵巣)に係る牛が陽性と判断された場合に、当該(皮・卵巣)をと畜場へ戻す方法

7 牛の(皮・卵巣)の持出しを行う者に係る事項

(1) 氏名、住所及び連絡先(法人の場合は、その名称・主たる事務所の所在地及び連絡先・代表者の氏名)

(2) 持ち出された牛の(皮・卵巣)の運搬方法及び運搬経路並びに紛失等を防止するための措置

8 持ち出された牛の(皮・卵巣)を保存する施設に係る事項

(1) 名称、所在地、連絡先及び従業員数

(2) 当該施設で保存することができる牛の(皮・卵巣)の総量及び一日に搬入できる数量並びに当該申請に係ると畜場以外からの牛の(皮・卵巣)の搬入の有無

(3) 持ち出された牛の(皮・卵巣)を保存する方法及び紛失等を防止するための措置

第12号様式(第10条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

生年月日

年 月 日

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名 称、代 表 者 の 氏 名 及 び 電 話 番 号 〕

獣畜の肉等のと畜場外への持出しに係る許可申請書

獣畜の肉等のと畜場外への持出しをしたいので、と畜場法施行令第5条第1項
第3号の規定により申請します。

1 と畜場の名称及び所在地

2 持ち出す獣畜の肉等の部位及び数量

3 持出し及び焼却を行う年月日

4 獣畜の肉等を持ち出す者の氏名、住所及び連絡先(法人の場合は、その名称・
主たる事務所の所在地及び連絡先・代表者の氏名)

- 5 持ち出された獣畜の肉等の運搬方法及び紛失等を防止するための措置

- 6 持ち出された獣畜の肉等の焼却等を行う者の氏名、住所及び連絡先（（法人の場合は、その名称・主たる事務所の所在地及び連絡先・代表者の氏名）

- 7 持ち出された獣畜の肉等の焼却等を行う施設の名称、所在地及び連絡先

- 8 焼却されたことを証明する方法

第13号様式(第10条関係)

申請者 住所 氏名	那覇市指令 第 号 年 月 日 様 那覇市保健所長 印 と畜場外への持出許可証 年 月 日付けで申請のあったと畜場外への持出しについては、 と畜場法施行令第5条第 項の規定により下記のとおり許可する。 記
--------------	---

と畜場	名 称	
	所在地	
持出しを行う部位 及び数量		
持出しを行う目的		
許 可 期 間		
許 可 条 件		

第14号様式(第11条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

生年月日

年 月 日

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

と畜検査申請書

獣畜のと畜検査を受けたいので、と畜場法施行令第7条の規定により届けます。

とさつ解体日			年 月 日							
獣畜の 個体検査	畜種	性別	品種	年齢	特徴	産地	病歴 投薬歴	備 考		
とさつ 切迫	理 由									
	日 時		年 月 日 時 分							
	獣医師診断書		別添							
※区分	大動物		小動物							計
	牛	馬	生後1月 以上12月 未満の牛	生後1月 未満の牛	生後1月 以上12月 未満の馬	生後1月 未満の馬	豚	めん羊	山羊	
頭数計										
金額計										

- (注) (1) ※欄は、記入しないでください。
 (2) 年齢欄は、牛にあっては月齢と出生年月日を記入してください。
 (3) 備考欄は、牛にあっては個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)第2条第1項に規定するものをいう。)を記入してください。

第15号様式(第12条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名 称、代 表 者 の 氏 名 及 び 電 話 番 号 〕

と畜場(廃止・休止・再開)届

と畜場を(廃止・休止・再開)したので、那覇市と畜場法施行条例第4条の規定により、次のとおり届けます。

と畜場	名 称	
	所在地	
と畜場の設置許可 の年月日及び許可 番号	年 月 日	
	第 号	
廃止等年月日	年 月 日	
廃止等理由		

那覇市規則第66号

平成25年 6 月 28 日

那覇市化製場等に関する法律施行細則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市化製場等に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）の施行に関し、化製場等に関する法律施行令（昭和31年政令第285号）、沖縄県化製場等の基準等に関する条例（昭和59年沖縄県条例第22号。以下「県条例」という。）及び那覇市化製場等に関する法律施行条例（平成25年那覇市条例第34号。以下「市条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（死亡獣畜取扱場外における処理の許可申請等）

第2条 法第2条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、死亡獣畜取扱場外の処理許可申請書（第1号様式）により保健所長に申請しなければならない。

- 2 保健所長は、前項の規定による申請があった場合において、申請者に対し、許可したときは死亡獣畜取扱場外処理許可証（第2号様式）を交付し、許可しないときは死亡獣畜取扱場外処理不許可通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（化製場等の設置許可申請等）

第3条 法第3条第1項（法第8条において準用する場合を含む。）の規定により化製場、死亡獣畜取扱場又は法第8条に規定する施設（以下「化製場等」という。）の設置の許可を受けようとする者は、化製場等設置許可申請書（第4号様式）により、保健所長に申請しなければならない。

- 2 保健所長は、前項の規定による申請があった場合において、申請者に対し、許可したときは化製場等設置許可証（第5号様式）を交付し、許可しないときは化製場等設置不許可通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（化製場等の構造設備変更の届出）

第4条 法第3条第2項（法第8条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、化製場等の構造設備変更届（第7号様式）により、10日以内に保健所長に届け出なければならない。

（申請書記載事項の変更及び化製場等の経営の廃止等の届出）

第5条 市条例第3条の規定による届出は、化製場等の申請書記載事項変更・経営の（廃止・休止・再開）届（第8号様式）によるものとする。

（場所の指定）

第6条 法第4条第3号(法第8条において準用する場合を含む。)の規定により市長が指定する場所は、学校、病院、公園、市場等公衆の多数集合する施設又は区域から300メートル以内の場所とする。ただし、土地の状況又は衛生措置を講ずることにより市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(市長の指定する区域)

第7条 法第9条第1項の規定により動物の飼養又は収容に関し市長が指定する区域は、別に定める。

(動物の飼養又は収容の許可申請等)

第8条 前条の市長が指定する区域内において、県条例第13条各号に定める種類ごとの数以上の動物を飼養又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに動物の飼養(収容)許可申請書(第9号様式)により、保健所長に申請しなければならない。

2 保健所長は、前項の規定による申請があった場合において、申請者に対し、許可したときは動物の飼養(収容)許可証(第10号様式)を交付するものとする。

(動物の飼養及び収容の届出事項)

第9条 法第9条第4項の規定による届出は、動物の飼養(収容)届(第11号様式)によるものとする。

(動物の飼養又は収容の許可に係る変更等の届出)

第10条 市条例第5条の規定による届出は、動物の飼養(収容)の(許可申請書記載事項変更・廃止・休止・再開)届(第12号様式)によるものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

生年月日

年 月 日

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

死亡獣畜取扱場外の処理許可申請書

化製場等に関する法律第2条第2項ただし書の規定による許可を受けたいので、
次のとおり関係書類を添えて申請します。

死亡獣畜の種類		年齢		性別		特徴	
死亡年月日		原因					
処理の日時		場所					
処理の方法							
申請の理由							
法第4条各号に規定する場所に関する事項							

(添付書類)

- 1 処理しようとする場所及びその周囲の状況を明らかにした図面
- 2 申請者が法人の場合は、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し

第2号様式(第2条関係)

申請者 住所 氏名	那覇市指令 第 号 年 月 日 様 那覇市保健所長 印						
死亡獣畜取扱場外処理許可証							
年 月 日付けで申請の死亡獣畜取扱場外の処理については、化製場等に関する法律第2条第2項ただし書の規定により下記のとおり許可する。							
記							
死亡獣畜の種類		年齢		性別		特徴	
死亡年月日		原因					
処理の日時		場所					
処理の方法							
許 可 番 号							
許 可 条 件							

第 3 号様式(第 2 条関係)

第 号
年 月 日申請者 住所
氏名 様

那覇市保健所長 印

死亡獣畜取扱場外処理不許可通知書

年 月 日付けで申請の死亡獣畜取扱場外の処理については、次の理由により許可できませんので、化製場等に関する法律施行細則第 2 条第 2 項の規定により通知します。

(理由)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式(第3条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

生年月日

年 月 日

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名 称、代 表 者 の 氏 名 及 び 電 話 番 号 〕

化製場等設置許可申請書

化製場等の設置の許可を受けたいので、化製場等に関する法律(以下「法」という。)第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

名 称				
所在地				
区 別	化製場・死亡獣畜取扱場・法第8条準用施設			
死亡獣畜取扱場	解体・埋却・焼却			
施設の構造設備の概要				
化製場又は施設	取扱原料の種類		製品	
	処理方法			
法第4条各号に規定する場所に関する事項				
管理者	氏 名			
	住 所			

(添付書類)

- 1 化製場等の構造設備の図面(埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつては、その区域を示す図面)及びその周囲の状況を明らかにした図面
- 2 申請者が法人の場合は、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し

第5号様式(第3条関係)

那覇市指令 第 号 年 月 日									
申請者 住所 氏名	様 那覇市保健所長 印								
化製場等設置許可証									
年 月 日付けで申請の化製場等の設置については、化製場等に関する法律(以下「法」という。)第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり許可する。									
記									
名 称									
所在地									
区 別	化製場・死亡獣畜取扱場・法第8条準用施設								
死亡獣畜取扱場	解体・埋却・焼却								
化製場又は施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">取扱原料の種類</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">製品</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>処理方法</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	取扱原料の種類		製品		処理方法			
取扱原料の種類		製品							
処理方法									
管理者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> </table>	氏 名		住 所					
氏 名									
住 所									
許 可 番 号									
許 可 条 件									

第 6 号様式(第 3 条関係)

第 号
年 月 日申請者 住所
氏名 様

那覇市保健所長 印

化製場等設置不許可通知書

年 月 日付けで申請の化製場等の設置については、次の理由により許可できませんので、化製場等に関する法律第 4 条ただし書の規定により通知します。

(理由)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第7号様式(第4条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

化製場等の構造設備変更届

化製場等の構造設備を変更したいので、化製場等に関する法律(以下「法」という。)第3条第2項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり関係書類を添えて届けます。

名 称	
所在地	
区 別	化製場・死亡獣畜取扱場・法第8条準用施設
死亡獣畜取扱場	解体・埋却・焼却
変更に係る施設の構造設備の概要(埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつては、その区域)	

(添付書類)

- 1 変更に係る構造設備の図面(埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつては、変更に係る区域を示す図面)
- 2 申請者が法人の場合は、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し

第8号様式(第5条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

化製場等の申請書記載事項変更・経営の(廃止・休止・再開)届

那覇市化製場等に関する法律施行条例第3条の規定により、次のとおり関係書類
を添えて届けます。

化製場等	名 称	
	所在地	
区別	化製場・死亡獣畜取扱場（解体・埋却・焼却） ・法第8条準用施設	
変更年月日	年 月 日	
変更事項		
休止期間	年 月 日～ 年 月 日	
廃止年月日	年 月 日	
経営の(廃止・休止・再開)理由		

(添付書類)

- 1 施設の構造設備の図面
- 2 飼養又は収容しようとする場所及びその周囲の状況を明らかにした図面
- 3 申請者が法人の場合は、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し
- 4 経営を廃止した場合にあっては許可証

第9号様式(第8条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

生年月日

年 月 日

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名 称、代 表 者 の 氏 名 及 び 電 話 番 号 〕

動物の飼養(収容)許可申請書

動物の飼養(収容)をしたいので、化製場等に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

名 称		
所在地		
動物の種類及び数		
施設の構造設備の概要		
管理者	氏 名	
	住 所	

(添付書類)

- 1 施設の構造設備の図面
- 2 飼養又は収容しようとする場所及びその周囲の状況を明らかにした図面
- 3 申請者が法人の場合は、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し

第10号様式(第8条関係)

那覇市指令		第	号
申請者 住所		年	月
氏名		日	
様			
那覇市保健所長		印	
動物の飼養(収容)許可証			
年 月 日付け申請の動物の飼養(収容)については、化製場等に関する法律第9条第1項の規定により下記のとおり許可する。			
記			
名 称			
所在地			
動物の種類及び数			
施設の構造設備の概要			
管理者	氏 名		
	住 所		
許 可 番 号			
許 可 条 件			

第11号様式(第9条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
 名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

動物の飼養(収容)届

動物の飼養(収容)の届け出をしたいので、化製場等に関する法律第9条第4項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届けます。

名 称		
所在地		
動物の種類及び数		
施設の構造設備の概要		
管理者	氏 名	
	住 所	

(添付書類)

- 1 施設の構造設備の図面
- 2 飼養又は収容しようとする場所及びその周囲の状況を明らかにした図面
- 3 申請者が法人の場合は、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し

第12号様式(第10条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

届出者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
 名称、代表者の氏名及び電話番号 〕

動物の飼養(収容)の(許可申請書記載事項変更・廃止・休止・再開)届

那覇市化製場等に関する法律施行条例第5条の規定により、次のとおり関係書類
 を添えて届けます。

名 称	
所在地	
変更年月日	年 月 日
変更事項	
休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
廃止年月日	年 月 日
経営の(廃止・休止・再開)理由	

(添付書類)

- 1 施設の構造設備の図面
- 2 飼養又は収容しようとする場所及びその周囲の状況を明らかにした図面
- 3 申請者が法人の場合は、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し
- 4 経営を廃止した場合にあっては許可書

那覇市規則第67号

平成25年 6 月 28 日

那覇市の蝶選定委員会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市の蝶選定委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、那覇市の蝶選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担任意務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、市の蝶の選定について調査審議する。

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）市民
- （3）その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、諮問に係る調査審議が終了し、答申するまでの間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（関係者の出席）

第7条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、市長が市の蝶の選定に係る委員会の答申を受ける日限り、その効力を失う。

告 示

那覇市告示第 124 号
平成 25 年 7 月 3 日
掲 示 済

那覇広域都市計画緑地の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画緑地を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市
上記代表者 那覇市長 翁長 雄志

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画緑地
- 2 都市計画を定める土地の区域
那 3 号 天久緑地
追加する部分 那覇市字天久地内
削除する部分 那覇市字天久地内
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所本庁舎 9 階）

那覇市告示第 125 号
平成 25 年 7 月 3 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市
上記代表者 那覇市長 翁長 雄志

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
2・2・那35号 羽佐間公園
追加する部分 那覇市安里三丁目地内
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所本庁舎 9 階）

那覇市告示第 131 号

平成 25 年 7 月 16 日

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 名 称 繁多川自治会

2 変更があった事項及び内容

代表者の変更

（変更前） 氏名 波平 元維

住所 那覇市繁多川 4 丁目 9 番 23 号

（変更後） 氏名 新田 勇

住所 那覇市繁多川 1 丁目 12 番 17 号

那覇市告示第 132 号

平成 25 年 7 月 16 日

地縁による団体の認可について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 10 項の規定に基づき次のとおり地縁による団体を認可したことを告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 名 称 首里崎山ハイツ自治会
- 2 規約に定める目的
本会は、首里崎山ハイツ域内の生活環境の整備と会員相互の親睦及び福祉増進をはかることを目的とする。
- 3 区 域 那覇市首里錦城町 4 丁目 7 番地 3～首里金城町 4 丁目 47 番地 5 及び那覇市首里崎山町 4 丁目 55 番地 1～首里崎山町 4 丁目 85 番地 13
- 4 事務所の所在地 首里崎山公園内のみはらし館内に置く。ただし、みはらし館が竣工し自治会事務所が開設するまでは、那覇市首里金城町 4 丁目 35 番地 5 に置く。
- 5 代表者の氏名及び住所
代表者 上間 優
代表者住所 那覇市首里金城町 4 丁目 35 番地 5
- 6 裁判所による職務執行停止の有無及び職務代理者の選任の有無
職務執行停止 (無)
職務代理者の選任 (無)
- 7 代理人の有無 (無)
- 8 解散の事由
本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。
- 9 認可年月日 平成 25 年 7 月 16 日

那覇市告示第 133 号

平成 25 年 7 月 16 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき平成 25 年 7 月 1 日付け次のように指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	猪谷 克彦	内科	大浜第一病院
2	宮城 茂	呼吸器科	琉生病院
3	宮良 孝子	眼科	大浜第一病院
4	山田 義久	眼科	山田眼科医院
5	米納 浩幸	泌尿器科	ヒルズ・ガーデンクリニック

那覇市告示第 134 号

平成 25 年 7 月 16 日

平成 25 年(2013 年) 6 月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 25 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)

平成 25 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 966,549 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 129,054,549 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 使用料及び手数料		2,868,522	△200	2,868,322
	1 使用料	2,251,025	△200	2,250,825
14 国庫支出金		31,047,721	524,584	31,572,305
	2 国庫補助金	4,883,790	524,584	5,408,374
15 県支出金		14,485,159	587,811	15,072,970
	2 県補助金	9,818,833	587,811	10,406,644
18 繰入金		3,425,276	93,470	3,518,746
	2 基金繰入金	3,423,968	93,470	3,517,438
20 諸収入		2,497,831	13,984	2,511,815
	3 貸付金元利収入	384,685	4,584	389,269
	5 雑入	1,916,037	9,400	1,925,437
21 市債		10,219,518	△253,100	9,966,418
	1 市債	10,219,518	△253,100	9,966,418
歳 入 合 計		128,088,000	966,549	129,054,549

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		10,711,091	48,125	10,759,216
	1 総務管理費	8,236,714	48,125	8,284,839
3 民生費		59,034,402	24,860	59,059,262
	1 社会福祉費	19,021,685	20,000	19,041,685
	2 児童福祉費	19,046,145	3,242	19,049,387
	3 生活保護費	20,966,571	1,618	20,968,189

4 衛生費		9,048,753	82,335	9,131,088
	1 保健衛生費	5,035,681	82,335	5,118,016
5 労働費		513,434	40,612	554,046
	1 労働諸費	513,434	40,612	554,046
7 商工費		1,660,250	114,687	1,774,937
	1 商工費	1,660,250	114,687	1,774,937
8 土木費		17,701,519	449,927	18,151,446
	2 道路橋りょう費	1,593,149	25,000	1,618,149
	3 港湾費	1,449,347	198,270	1,647,617
	4 都市計画費	8,357,098	136,160	8,493,258
	5 住宅費	5,888,073	90,497	5,978,570
9 消防費		2,817,218	8,271	2,825,489
	1 消防費	2,817,218	8,271	2,825,489
10 教育費		11,468,169	197,732	11,665,901
	2 小学校費	3,573,131	39,372	3,612,503
	3 中学校費	1,545,766	28,964	1,574,730
	4 幼稚園費	1,906,677	33,033	1,939,710
	5 社会教育費	1,281,557	6,111	1,287,668
	6 保健体育費	1,632,390	90,252	1,722,642
歳 出 合 計		128,088,000	966,549	129,054,549

第2表 地方債補正
変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法

4 道路整備事業	207,000	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年5%以 内（た だ し、利率見 直し方式 で借り入 れる資金 について、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率）	償還期間 は、据置期 間を含め30 年以内とす る。 償還方法 は、元利均 等、元金均 等 等 に よ る。 ただし、 財政の都合 により、据 置期間中で あっても繰 上償還し、 償還年限を 変更し、又 は借り換え ることがで きる。	188,700	補正前に 同じ
6 都市公園整備事業	789,300				792,500	
7 市営住宅建設事業	1,169,100				1,174,500	
8 港湾事業	152,400				176,000	
10 教育施設整備事業	1,176,200				909,200	

公 告

那覇市公告第 124 号
平成 25 年 7 月 3 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 136 号

平成 25 年 7 月 10 日

掲 示 済

那覇市広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の換地計画の縦覧について

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の換地計画を土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 88 条第 2 項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 55 条の 2 の規定により、下記の事項を公告する。

なお、利害関係者は、縦覧に供された換地計画について意見がある場合においては、縦覧期間内に、施行者に意見書を提出することができる。

那覇広域都市計画事業
真嘉比古島第二土地区画整理事業
施行者 那覇市
代表者 那覇市長 翁長 雄志

記

- 1 縦 覧 期 間 平成 25 年 7 月 11 日から平成 25 年 7 月 24 日まで
- 2 縦 覧 時 間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 3 縦 覧 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所 都市計画部 区画整理課内

那覇市公告第 137 号

平成 25 年 7 月 11 日

掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)2 条の 2 及び都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号) 第 9 条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

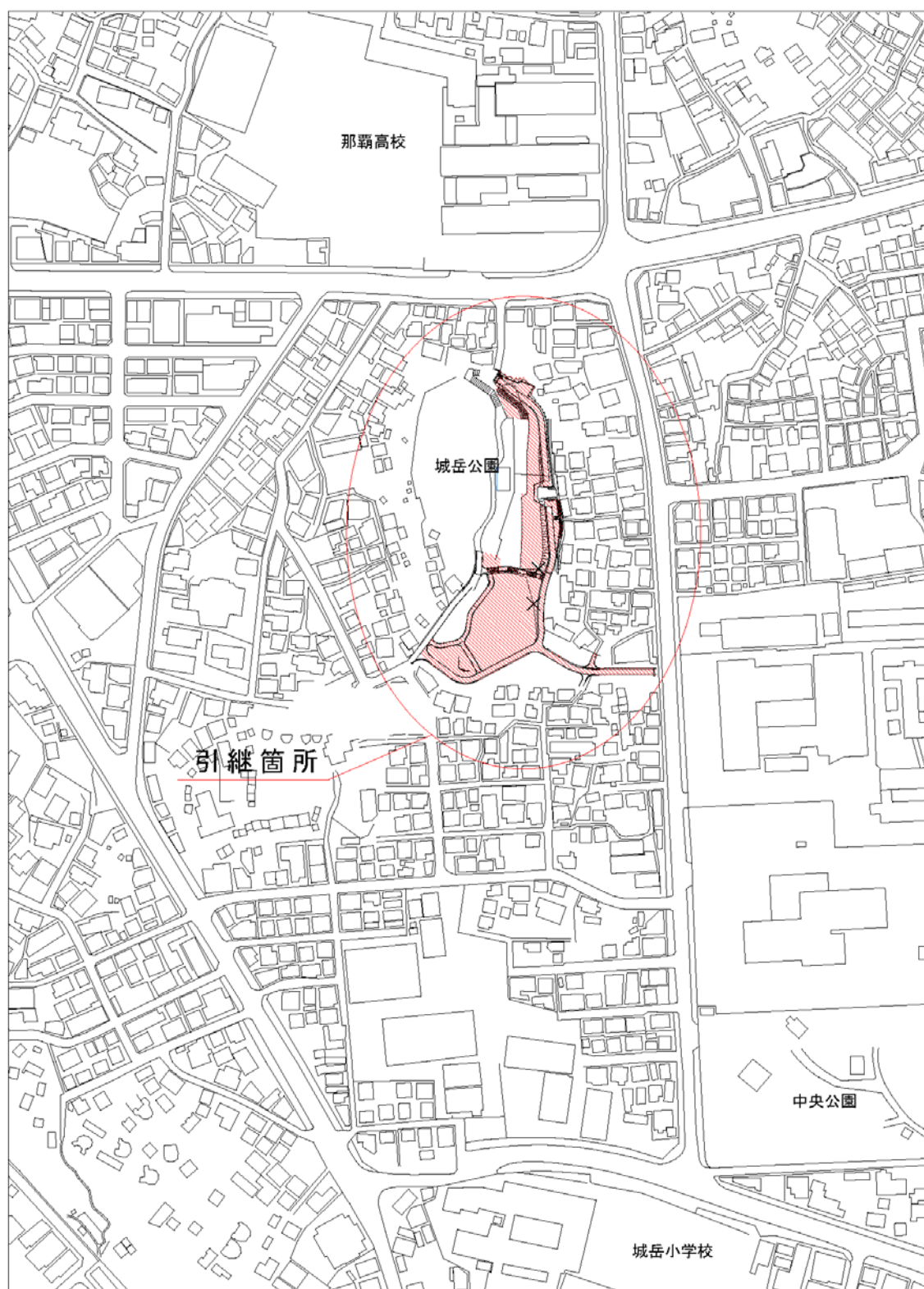
その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	城岳公園
公園の位置	那覇市楚辺一丁目地内
供用開始の期日	平成 25 年 7 月 12 日
公園の区域	別紙位置図のとおり

位 置 図



議 会 訓 令

那覇市議会訓令第1号

平成 25 年 6 月 14 日

那覇市議会議員章規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 永 山 盛 廣

那覇市議会議員章規程の一部を改正する訓令

那覇市議会議員章規程（昭和49年議会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1条 <u>本市議会議員章は、次のとおり 全国市議会議長会制定の議員章とす る。</u> 表 <u>銀製金張菊10弁捻り模 様（直径11ミリ）中央に 「市」の字（直径3.7ミリ） を突出し紅紫色ビロード 台上に配す</u> 裏 <u>黄銅製金メッキ「市議 会議員章」の文字を表示 し、止金を付ける。</u> 第2条 <u>議員章は洋服のときは左えり見 返しボタン穴に、和服のときは左胸の 個所に着つけるものとする。</u>	第1条 <u>那覇市議会議員章は、全国市議 会議長会制定の議員章とする。</u> 第2条 <u>議員章は、左襟又は左胸辺の見 やすい位置にはい用するものとする。</u> 第4条 <u>議員章を亡失し、又はき損し再 交付を要するときは、その実費を負 担するものとする。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成25年8月4日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第7号

平成25年6月27日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定に基づき、
別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
415	有限会社久松設備工業	浦添市内間1丁目8番14号	川上 政行	平成25年 6月13日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 15 号

平 成 2 5 年 7 月 3 日

掲 示 済

ポスター掲示場の設置場所について

平成 25 年 7 月 21 日執行の第 23 回参議院議員選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 4 項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

投票区	番号	設置場所(所在)
1	1	首里石嶺町4-208-7 コーポアアシス向い(ガードレール)
1	2	首里石嶺町4-360-8 石嶺小学校前 (ガードパイプ)
1	3	首里石嶺町4-260-1 徳森宅斜め向い(ガードレール)
1	4	那覇市首里石嶺町4丁目 明星団地公園入口近く
1	5	首里石嶺町4-425-4 石嶺ハイツ団地通り(ガードレール)
1	6	首里石嶺町4-335 市営住宅敷地35棟入口側(ガードレール)
1	7	首里石嶺町4丁目 市営住宅1棟前(フェンス)
1	8	首里石嶺町4-221-20 ドラックイレブン首里石嶺店前
2	1	首里石嶺町2-70 石嶺市営住宅7棟前(柵)
2	2	首里石嶺町2-70-9 石嶺公民館向かい(ガードパイプ)
2	3	首里石嶺町2-233-8 奥浜宅前(ガードレール)
2	4	首里石嶺町2-191-8 神谷アパート前(歩道フェンス)
2	5	首里石嶺町2-179-1 メゾン朝日向かい(ガードレール)
2	6	首里石嶺町2丁目 首里高校野球場県道沿いガードレール
2	7	那覇市首里石嶺町2丁目 石嶺南公園前
2	8	首里石嶺町2丁目 那覇バス石嶺営業所前バス停うしろ転落防止柵
3	1	首里儀保町4-44 ふりそで館向い(ガードパイプ)(車道向き)
3	2	石嶺町1丁目 城北小学校体育館前(ガードパイプ)
3	3	首里久場川1-111 金城宅斜め向い(ガードレール)
3	4	首里石嶺町1-147-3 首里協同クリニック (ガードレール)
3	5	首里石嶺町1-62-3 国家公務員宿舎首里住宅2号棟前(ガードレール)
3	6	首里久場川町1-94 新島染色工房向い(ガードレール)
4	1	首里石嶺町4-23 岸本宅向かい(フェンス)
4	2	首里石嶺町3-113-1(ガードレール)
4	3	首里石嶺町3-1-1 コーポラスみやぎ前 (ガードパイプ)
4	4	首里石嶺町3-35 大興ビル隣の契約駐車場前(道路フェンス)
4	5	首里平良町1-4 タウンプラザかねひで平良店横(ガードパイプ)
4	6	首里末吉町1-1 昭和橋(欄干)
4	7	首里平良町1-37 宮城宅前(植栽)(車道向き)
4	8	首里末吉町1-1 昭和橋(欄干)
5	1	首里大名町3-80 サンエー大名駐車場前 (ガードパイプ)
5	2	首里大名町3丁目 大名団地12棟前(フェンス)
5	3	首里大名町3丁目 大名団地16棟前グランド側(フェンス)
5	4	首里大名町2丁目26 下地・當間宅前 (落下防止柵)
5	5	首里大名町2-75 駐車場前(ガードレール)
5	6	首里大名町2-83 富名腰宅前(ガードパイプ)
5	7	首里大名町2-52 諸見里宅向かい(ガードパイプ)
6	1	首里鳥堀1-20-4 琉球銀行首里支店前(植栽)(車道向き)
6	2	首里儀保町1-19 知念宅前(フェンス)下の橋横
6	3	首里汀良町1丁目 汀良児童公園前(ガードレール)
6	4	首里赤平町2-17 大山宅向い(フェンス)
6	5	首里儀保町1-12-3 ゴヤケーキとなり(フェンス)
7	1	首里崎山町3丁目34 コルネットハウス前
7	2	首里崎山町4-222 芸大崎山キャンパス横(フェンス)
7	3	首里崎山町1丁目 崎山公園前
7	4	首里赤田町2-57 名城宅前(ガードレール)
7	5	首里崎山町4-53-19 沖縄自動車道入口横(フェンス)
7	6	首里崎山町3-49 砂川宅うしろ(フェンス)
8	1	首里大中町2丁目26-17 亀谷宅斜め前 植栽
8	2	首里儀保町2-8 小山アパート向い(橋の欄干)
8	3	首里真和志町1-5 城西小学校正門入口横(フェンス)
8	4	首里大中町1-1 旧県立博物館向い(フェンス)
8	5	首里山川町2-1-4 友利宅向い(柵)
8	6	首里金城町3-68 (有)シュリデンキ向い(フェンス)
8	7	首里金城町4-71-10 東洋PR向い(フェンス)
9	1	首里寒川町2-5 石川パーキング前 (ガードレール)
9	2	首里寒川町1-27-2 玉城宅向い(内側ガードフェンス)
9	3	首里山川町3-4-1 野里ハイツ道向い(ガードフェンス)

投票区	番号	設置場所(所在)
9	4	首里山川町1-63 山川バス停留所向かい (ガードフェンス)
9	6	首里寒川町1-13-2 勝連宅向い (ガードレール)
9	5	首里寒川町1-19 盛島宅向い (ガードレール)
10	1	古島2-31-1 那覇市立病院看護婦宿舎(フェンス)
10	2	松島2-1-12 松島保育園付近 (ガードパイプ)
10	3	古島1-19 宇久増公園内(草地) かねひで駐車場向い
10	4	松島2丁目 宝口公園 (川近)
10	5	古島1-16-1 セントスヴェリエ上地付近 (ガードパイプ)
10	6	古島2-23-7 翁長宅向い 大神公園(柵)
10	7	古島1-19 宇久増公園内(木柵) 自治会事務所近く
10	8	モノレール古島駅 出入口5側 (古島22-1 仲本病院向かい) (ガードパイプ)
11	1	首里末吉町1丁目 末吉公園入口左側(柵)
11	2	首里末吉町4丁目 シルバー人材センター隣(ガードフェンス)
11	3	首里末吉町4丁目 コーポ比嘉契約駐車場(ガードレール)
11	5	首里末吉町3丁目9-10 比嘉宅向かい(ガードレール)
11	6	首里末吉町4丁目 末吉東児童公園 トイレ近く (植栽)
11	4	首里末吉町2丁目 末吉西公園 (植栽)
12	1	おもろまち駅東口交通広場南側 (ガードパイプ)
12	2	字真嘉比264 バイパス荘前 (ガードフェンス)
12	5	字真嘉比 仲マンション向かい (ガードレール)
12	6	字真嘉比252-3 オーシャンパレス向かい (ガードレール)
12	7	真嘉比中央公園 緑地 ユニオン近く
12	8	真嘉比中央公園 緑地 すき屋近く
12	3	字真嘉比 オアシスマカビ向かい(ガードレール)
12	4	字真嘉比 まほろば荘前 (ガードレール)
13	1	字安里154 ファミリーYS前 (ガードパイプ)
13	2	字安里117 スマイズム安里付近 (ガードパイプ)
13	3	字安里111-1 タマキパーキング前 (ガードパイプ)
13	4	字安里167 安里清永宅付近 KOSAMO前 (ガードパイプ)
13	5	字安里136番3 安里公園 地域掲示板横
13	6	字安里99 宮城マンション隣 駐車場前 (ガードレール)
13	7	字安里16-2 儀間アパート近く駐車場前 (ガードパイプ)
14	1	松川403 岸本外科前歩道側ガードパイプ
14	2	字松川448-1 喜納マンション前ガードフェンス
14	3	松川3-12-21 松城マンション西側歩道側ガードパイプ
14	4	繁多川3-23-53 (ユタカハイム2前の車道側ガードパイプ)
14	5	繁多川3-7-15 メドルマホンダ横寒川前原橋の橋柵
14	6	繁多川2-4-13 伊野波宅裏の道向かいガードパイプ
14	7	繁多川2-5-1 (県営松川団地入口ガードパイプ)
14	8	繁多川1-16-3 県営繁多川高層住宅公園フェンス
15	1	松川2-14-5 比嘉宅前(転落防止柵)
15	2	松川2-4-1 泉産業ビル後方大道橋(欄干)
15	3	松川2-14-46 知名宅前(ガードレール)
15	4	三原2-1-46 幸ビル前(ガードレール)
15	5	字松川314 松川西バス停うしろ(転落防止柵)
15	6	三原2-21-11 松川公園柵
15	7	三原2-26-9 前(ガードパイプ)
15	8	松川2-8-25 シティヒル原側 指帰橋(欄干)
16	1	字大道88-17 照屋宅向い(ガードレール)
16	2	字大道164 ライオンズマンション前ほたる橋欄干(ガードレール)
16	3	字大道146-1 大道小学校体育館横大道練兵橋(欄干)
16	4	字大道158 真和志中学校グラウンド前(ガードレール) 婦連会館向い
16	5	三原1-26-1 海銀三原支店前(植栽)※可能な限り交差点側から離すこと。
16	6	字安里387-1 そば処ゆうなみ 道向かい駐車場柵
16	7	字松川367-4 道向かい(フェンス)※サンエー食品館三叉路
16	8	寄宮2-32-1 真和志庁舎向い(転落防止柵)
17	1	繁多川1-5-1 旧森永乳業跡地前のガードパイプ
17	2	繁多川1-3-17 コートヴィレツジ繁多川向いのガードレール

投票区	番号	設置場所(所在)
17	3	繁多川5-5-1 波平アパート隣ガードレール
17	4	繁多川2-14-7 石田中バス停後方歩道側ガードレール
17	5	繁多川3-14-16 アーバン繁多川向いガードレール
17	6	繁多川5-22-1 赤澤アパート横階段前ガードレール
17	7	繁多川5-24-1 繁多川自治会ガードパイプ
17	8	字真地43-4 勝連宅隣ガードパイプ
18	1	識名2-13-46 (有)スリーエイト隣歩道側ガードフェンス
18	2	識名3-19-12 マンション識名12前市道側ガードレール
18	3	識名3-18-33 琉球うるしエ芸付近ガードレール
18	4	識名1-9-2 SouthHeim孫秀(ローソン) 前ガードパイプ
18	5	識名3-17- フレスコア識名隣アパート前のガードパイプ
18	6	識名3-1-28 京宅要壁前ガードパイプ
18	7	識名1-12-15 金城安昌宅横ガードレール
19	1	長田2-24-6 中尾宅向いガードレール
19	2	長田2-17-30 慶田宅前ガードレール
19	3	長田2-14 長田西公園のフェンス
19	4	長田2-33-50 キャッスルエミネット隣長田南公園柵
19	5	長田2-32-23 玉商ビルⅠ向いガードフェンス
19	6	字上間620-1 平良宅向いガードレール
19	7	上間1-15 溜池横ガードレール
19	8	長田2-1-20 ビデオショップ大都会前ガードパイプ
20	1	字国場405 嘉数女子学園前ガードパイプ
20	2	字国場183-2 嘉数宅前歩道側ガードフェンス
20	3	字国場102 玉城宅横の国場多目的広場前ガードフェンス
20	4	字仲井真357-1 ココパレス前国道の歩道側フェンス
20	5	字仲井真133 シュウズプラザナハ国場店前(後方柵)
20	6	字仲井真257-2 コーポ城間前国道の歩道側フェンス
20	7	字仲井真260 仲井真北公園の柵
20	8	字上間490-1 崎山宅向いのガードレール
21	1	字識名1205 JA真和志真地支店横ガードレール
21	2	字上間205-1 (株)ランバードランド横資材置場前ガードレール(歩道向き)
21	3	字上間219-1 コーポ大城ななめ前ガードパイプ
21	4	字真地210-1 マンション真地前ガードレール
21	5	字真地313 真地小学校前ガードレール
21	6	字真地277 真地団地8棟前バス停向いガードパイプ
21	7	字真地277 真地団地12棟前フェンス
22	1	字国場1171付近 おもしろ公園の柵
22	2	字国場1166付近 与儀元気公園の柵
22	3	字国場869-1 テラス東門前ガードフェンス
22	4	字国場724-1 東京ラーメンとん珍亭向いの植栽
22	5	字国場555 沖縄尚学高校グラウンド前歩道側ガードパイプ
22	6	長田1-13-58 完善アパートA向いの駐車場前ガードパイプ
22	7	長田1-22 長田北児童公園の東側柵
23	1	寄宮3-1-1 真和志小学校向かい安里眼科前ガードパイプ
23	2	寄宮3-19-11 寄宮フィッシングセンター裏ガードパイプ
23	3	寄宮2-37-12 宮城胃腸科内科医院向い体育館前ガードパイプ
23	4	三原3-21-16 ソレユ・和なごみ向い大石公園内川沿いフェンス
23	5	寄宮3-1-1 真和志小学校南門側ガードパイプ
23	6	寄宮3-8-10 西平菓子店向いガードパイプ
23	7	寄宮3-1-1 真和志小学校北側ガードパイプ
24	1	寄宮2-38-22 琉球銀行寄宮支店前ガードパイプ
24	2	寄宮2-2那覇市民会館横ガードレール
24	3	寄宮2-3-1 沖縄整肢療護園横ガードパイプ
24	4	寄宮2-32 真和志庁舎西側入口ガードパイプ
24	5	寄宮1-1 与儀公園東側の柵
24	6	寄宮1-1 与儀公園西側バス停後の植栽フェンス
24	7	寄宮1-1 与儀公園南側バス停後の植栽ガードパイプ
25	1	与儀1-3 赤十字病院前与儀バス停横(ガードパイプ)

投票区	番号	設置場所(所在)
25	2	与儀1-24-1 沖縄県立看護大学前バス停横(ガードパイプ)
25	3	字与儀372-1 がんじゅう整骨院前(植栽)
25	4	与儀1-1 与儀小学校正門左横(金網フェンス)
25	5	字与儀320 松山宅前(植栽)
25	6	字与儀41 城間宅前(ガードレール)
25	7	与儀2-11 なかよし公園柵
25	8	与儀2-20 わんぱく公園柵
26	1	与儀2-18-19 古波倉宅向い(植栽)
26	2	字古波蔵393 古蔵小学校東側(ガードパイプ)
26	3	字古波蔵198 美川電気店ななめ前(ガードパイプ)
26	4	字古波蔵396-1 大嶺ハイツ前(ガードパイプ)
26	5	古波蔵4-2 古蔵パーキング向い漫湖公園歩道側(転落防止柵)
26	6	古波蔵4-11-1 旧沖縄赤十字病院側(転落防止柵)
26	7	字国場1182-8 ファミリーマート駐車場側(ガードパイプ)
27	1	古波蔵3-2-23 丸ニタクシー前(陸橋階段側)
27	2	古波蔵3-7-25 契約駐車場前(ガードパイプ)
27	3	古波蔵3-3-20 県営美田市街地住宅前(ガードパイプ)
27	4	古波蔵3-8-28 こくらクリニック前(植栽)
27	5	古波蔵3-23 市公園管理事務所入口横(転落防止柵)
27	6	古波蔵3-8-14 古波蔵郵政宿舎前(ガードパイプ)
27	7	古波蔵3-1 フステージ古波蔵レイクフロント向い(転落防止柵)
28	1	字安謝653 国際重機ビル付近(ガードフェンス)
28	2	安謝2-15 安謝市営住宅老人ホーム出入口付近(ガードフェンス)
28	3	字安謝275 比嘉宅向い(ガードパイプ)
28	4	安謝2丁目21-21 上間宅向かい(ガードレール)
28	5	字安謝237-13 豊里アパート付近(ガードフェンス)
28	6	安謝1丁目16 安謝東原公園 WC近く(ガードパイプ)
29	1	あけぼの公園通り・デイサービス こまち 向かい(ガードレール)
29	2	字天久1196 日琉アパート前(ガードレール)
29	3	安謝260 屋宜アパート横 駐車場前(ガードパイプ)
29	4	曙2-18 曙小学校 新垣宅前(フェンス)
29	5	曙2-18 曙小学校 裏門駐車場(フェンス)
29	6	曙3丁目9 県営あけぼの住宅向かい 緑地
29	7	港町2-10 新港ふ頭中央緑地公園内(東側の柵)
29	8	港町1-10 新港ふ頭東緑地公園(草地)沖縄ヤマハ向かい
30	1	泊3-1-6 琉球水難救済会近く(ガードパイプ)
30	2	泊3-17-7 ライオンズマンション向かい(ガードパイプ)
30	3	字上之屋411-3 日本航空上之屋社宅前(ガードパイプ)
30	4	おもろまち2丁目7-1 黄金森公園内(フェンス)
30	5	泊2丁目 泊小学校前・翔ハウス向かい(ガードパイプ)
30	6	泊小学校 運動場高台(ガードパイプ)
30	7	泊小学校(泊1丁目19-3 田仲珠算塾向かい ガードパイプ)
30	8	泊1-9-9 末日聖徒イエスキリスト教会前(ガードパイプ)
31	1	壺屋1-5-13 那覇市壺屋児童館裏(植栽)
31	2	壺屋1-26-23 元沖縄水族館前(ガードパイプ)
31	3	樋川2-8 神原中学校体育館前(ガードパイプ)
31	4	字安里411-1 サンハイツ前安里橋(欄干)安里交差点向け左側
31	5	安里2丁目付近ひめゆり橋(欄干)安里交差点に向かって右側
31	6	牧志3-8-1 金城ビル前(ガードパイプ)
31	7	壺屋1-3-12 ビガロ壺屋左前(植栽)
32	1	牧志2-8 牧志公園公衆トイレ前
32	2	牧志3-2-10 那覇市ぶんかテンプス館隣バイク駐輪場フェンス
32	3	牧志2-13-2 高良宅横(ガードレール)
32	4	安里2-5-22 安里交差点付近後方(柵)
32	5	安里2丁目付近 ひめゆり橋(欄干)安里交差点に向かって左側
32	6	牧志3-15 モノレール牧志駅下(ガードパイプ)
32	7	安里2-8-8 ベストウエスタン那覇イン横(ガードレール)
33	1	松尾2-14 松尾公園 トイレ近く

投票区	番号	設置場所(所在)
33	2	松尾2-14 松尾公園内 少し高台歩道柵
33	3	松尾2-16 松尾公園内 駐車場の柵
33	4	松尾2-25 アーバンヒルズ隣フェンス
33	5	松尾2-7-10 にぎわい広場 駐車場バイクフェンス
33	6	那覇高校 横（ガードパイプ）松尾1-21-44
33	7	那覇高校正面近く（ガードパイプ）十字路近く
33	8	泉崎1-1-6 開南小学校 プール近く（ガードパイプ）
33	9	泉崎2-101-24 国場邸斜め向かい（ガードレール）
33	10	泉崎2-102-5 阿手川公園内 駐車場とのフェンス
33	11	市役所本庁 横 道路向き（ガードパイプ）泉崎1-1-1（背あわせ）
33	12	市役所本庁 横・レオパレス向かい（ガードパイプ）市役所向き（背あわせ） 式典用
34	1	樋川1丁目 中央公園東側コンクリート柵
34	2	樋川1丁目 中央公園西側
34	3	樋川1-34-3 コーポ南前（ガードパイプ）
34	4	楚辺1-5-1 桃原司法書士事務所横（ガードレール）
34	5	樋川1-18-66 高里宅前（ガードレール）
34	6	樋川1-8-16 樋川保育所横（ガードレール）
34	7	樋川1-12-39 上間宅前（ガードパイプ）
35	1	楚辺1-4 城岳公園内 遊歩道沿い
35	2	楚辺1-10-29 楚辺ハイツ・墓・駐車場側（植栽）
35	4	楚辺2-42 古波蔵交差点（ガードパイプ）道路向き
35	3	楚辺2-1 城岳小学校 駐車場前（植栽）
35	5	楚辺2-42 古波蔵交差点（ガードパイプ）道路向き
35	6	楚辺2-42 古波蔵交差点前（ガードパイプ）JA向き 少し高台
35	7	楚辺2-33 沖縄県JA会館前（ガードパイプ）道路向き
36	1	壺川2-12-3 ライオンズプラザ近く 道路向き
36	2	壺川2-10-6 県営大橋団地 バス停近く（ガードブロック）
36	4	壺川1-11-1 壺川東改良住宅A-5棟近く（ガードパイプ）
36	3	壺川2-3 那覇社会保険事務所向い壺川中公園内（緑地）
36	5	壺川1-8-3 郵便通送株近く（ガードレール）
36	8	壺川1-16-12 富間宅・マエダ電気工事向かい（ガードレール）道路向き
36	7	壺川東公園内 グランドパレス壺川斜め向かい（道路向き）
36	6	壺川改良住宅A-2棟横 ころしお会館斜め向かい（ガードレール）
36	9	那覇中央郵便局 入口付近（植栽）
37	1	牧志1丁目・緑ヶ丘公園内 駐車場近く
37	2	牧志1丁目・緑ヶ丘公園内 糸数家近く
37	3	久茂地2-25-1 高田久茂地マンション横向かい 川沿い（ガードレール）美栄橋駅下側
37	4	久茂地3-19 美栄橋公園（フェンス）国場ビル向かい
37	5	久茂地3-19 美栄橋公園（フェンス）道路向き
37	6	久茂地3-26 久茂地小学校体育館 横（ガードパイプ）
37	7	久茂地3-26 久茂地小学校 運動場（ガードパイプ）
37	8	久茂地1-6-1（ガードパイプ）大同火災ビル向かい・久茂地川付近
38	1	前島1丁目 美栄橋欄干（ガードパイプ）
38	2	前島1-3 前島中公園（柵）学校向かい
38	3	前島小学校運動場近く 前島中公園斜め向かい（ガードパイプ）
38	5	前島2-13-10 第一総業管理・銀行駐車場（フェンス）58号線向い
38	4	前島1-20 前島南公園（柵）道路向き
38	6	前島2-13-10 第一総業管理・銀行駐車場（フェンス）駐車場出入口付近
39	2	前島3-20 前島北公園（柵）駐車場・建築中向き
39	1	前島3-20 前島北公園（柵）南側向き
39	3	松山2-19 若松公園内 道路向き
39	4	松山2-24 那覇中学校 プール側近く
39	5	松山1-27 ロコイン沖縄駐車場横（ガードパイプ）
39	6	松山1-21-2 国家公務員住宅近く（ガードパイプ）
39	7	松山1丁目 松山公園駐車場出入口付近（フェンス）
39	8	松山1丁目 松山公園福州園向い出入口付近（植栽）
40	1	若狭3-32 夫婦瀬公園（緑地）
40	2	若狭3-32 夫婦瀬公園（緑地）

投票区	番号	設置場所(所在)
40	3	若狭1-27 若狭海浜公園トイレ向かい(植栽)
40	4	若狭2-16 若狭小学校 裏門近く・海浜公園近側 (ガードパイプ)
40	5	若狭1-11 波乃上写真館ビル駐車場後ろ・旭ヶ丘公園内・明倫堂近く (植栽)
41	1	久米2-17 松下駐車場前(ガードパイプ)
41	2	久米2-15 久米公園 出入口 (ブロック囲い)
41	3	東町10-1 エムズ ガーデン モナコ駐車場横(ガードパイプ)
41	4	西町1-19 サンシャイン通り ニッポンレンタカー駐車場付近・タイラビル向かい (ガードパイプ)
41	5	久米2-30 松山公園 (歩行フェンス)
42	1	辻2-31 波之上自動車学校向い (植栽)
42	2	辻2-26 三文珠公園 (柵) 砂川宅向かい
42	3	辻2-26 三文珠公園 (柵) 前田宅向かい 道路向き
42	4	辻1-7 辻南公園側 (ガードパイプ)
43	1	山下町1102 垣花食堂向いガードパイプ
43	2	山下町28-8 照屋宅向いガードレール
43	3	山下町17 垣花幼稚園前ガードパイプ
43	4	山下町6 山下西児童公園入り口フェンス
43	5	奥武山町50-1 奥武山公園第2駐車場入口横ガードパイプ
43	6	奥武山町50-1 沖縄セルラーパーク那覇前ガードパイプ
43	7	山下交差点ガードパイプ(県道向け)(車道向き)
43	8	沖縄そば「与那原屋Ⅱ」向い歩道の落下防止柵(歩道側の柵に設置すること)
44	1	字小禄239 ホテルラッソエアポート那覇専用駐車場前ガードパイプ
44	2	字小禄105 高良宅向いガードレール
44	3	字田原88 田原自治会館斜め向いガードレール
44	4	字田原169-5 新垣宅前ガードパイプ
44	5	字小禄1180 真境名宅向いガードレール
45	1	小禄5-17-2 和ウィメンズクリニック向かいガードレール
45	2	小禄4-17-1 當間宅向い小禄若草公園フェンス
45	3	字小禄1240 小禄泉原郵便局横ガードパイプ
45	4	小禄3-7-2 Uハウス前ガードレール
45	5	小禄5-13-1 たかよしビル前ガードレール
45	6	小禄4-1-3 長嶺第2アパート駐車場落下柵(歩道側の柵に設置すること)
45	7	小禄3-5-7 小禄月光公園
45	8	字小禄546-2 金城アパート前ガードパイプ
45	9	小禄2-5-1 小禄南風公園柵
45	10	小禄2-2-2 TSマンション向かいガードレール
45	11	小禄2-10-7 ファミールさくら前ガードレール
46	1	鏡原町10-38 那覇市鏡原保育所向かいガードレール(漫湖側)
46	2	鏡原町22 くじら公園側ガードレール
46	3	小禄1-32-1 大山方横ガードパイプ
46	4	小禄1-9 ひよどり児童公園柵
46	5	鏡原町37-1 漫湖公園テニスコート前植込み
46	6	鏡原町35-9 鏡原中正門横ガードレール
47	1	宇栄原6-7-23 あさひハウス向かいガードパイプ
47	2	宇栄原6-3-1 平良宅前ガードパイプ
47	3	宇栄原907 宇栄原団地前バス停横ガードパイプ
47	4	宇栄原4-18-3 宇栄原団地A-2前ガードパイプ
47	5	宇栄原5-12-34 ライオンズマンション宇栄原第2前柵
47	6	宇栄原5-7-20 宇栄原西公園植栽前
47	7	宇栄原4-16-9 宇栄原団地C-15向かいガードパイプ
47	8	宇栄原4-16-9番地隣 宇栄原中公園柵
47	9	宇栄原6-9 宇栄原公園フェンス前
48	1	宇栄原1-26-15 小禄オートガス前ガードパイプ
48	2	宇栄原1-10-13 契約駐車場前ガードパイプ
48	3	宇栄原2-11 五月公園柵
48	4	宇栄原1-18-6 棚原宅前ガードパイプ
48	5	五月公園柵
48	6	高良3-3-1 いさやパーキング前ガードレール
48	7	高良3-5 高良あおぞら公園柵

投票区	番号	設置場所(所在)
48	8	高良3-1-12 マンガ倉庫前鉄柵
49	1	高良1-4 高良公園
49	2	宮城1-12-5 上原宅向かいガードパイプ
49	3	高良2-3-18 小禄農協横落下柵
49	4	高良1-4-43 具志方前(柵)
49	5	高良2-14-22 サンヒルズ高良向い落下柵
49	6	具志2-24 あさがお公園柵
49	7	具志3-10 具志・宮城西公園柵
49	8	具志3-32 忠農園横ガードレール
49	9	高良2-4 高前原公園落下柵
50	1	赤嶺2-6-1 世界真光沖縄道場前ガードレール
50	2	赤嶺2丁目 小禄わかば公園
50	3	田原3-2-1 小禄市営住宅1棟前フェンス
50	4	田原3-6-1 小禄市営住宅5棟前駅前階段前フェンス
50	5	田原3丁目 田原公園
50	6	赤嶺1-5-2 ビッグエコー小禄店裏ガードレール
50	7	金城4-5 さくら公園遊歩道
51	1	銘苅2-3-1 新都心銘苅庁舎前(花壇→参議、フェンス→市議)
51	2	銘苅1-16-5 ふくふくびる向 (ガードレール)
51	3	字古島29 琉球生コン前 (ガードフェンス)
51	4	銘苅2丁目 沖縄の杜公園 ・パークサイド ツグミ 横 (ガードフェンス)
51	5	銘苅3-3 銘苅てんとうむし公園 (草地)
51	6	銘苅1-18-16 新都心銘苅市営住宅1号棟前 (植栽)
51	7	銘苅2-10 公園側・横断歩道近く(ガードフェンス)
51	8	銘苅1-5 銘苅かりゆし公園 (草地)
51	9	銘苅2丁目 沖縄の杜公園 ・エレガントむつみ向い (ガードフェンス)
51	10	銘苅3丁目 居酒屋 福耳福助向かい(フェンス)
52	1	新都心公園(植栽) はるやま向い
52	2	新都心公園(植栽) 大興新都心マンション向い
52	3	新都心公園(植栽) メゾンドールUCHIMA向い
52	4	新都心公園(植栽) パークサイドおもろ向い
52	5	天久ちゅらまち公園(植栽) メゾン・ポルテ・ボヌール向い
52	6	天久2-24 天久緑風公園 (フェンス)
52	8	天久ちゅらまち公園 あめくみらい幼保園入口向かい (植栽)
52	7	天久ちゅらまち公園 スポーツデポ後ろ (植栽)
53	1	金城1-9 小禄すみれ児童公園
53	2	田原1-7 どんぐり公園フェンス
53	3	金城5-10-2 イオン那覇店西側駐車場出口横植栽
53	4	金城3-2 小禄金城公園内柵(池の前)
53	5	金城3-2 小禄金城公園(金城中側)
54	1	首里鳥堀町5-55-3 県営鳥堀団地1棟裏(フェンス)
54	2	首里鳥堀町4-29 宜野座宅横(柵)
54	3	首里汀良町3-11 上里宅付近(ガードパイプ)(歩道向き)
54	4	首里久場川町2-96 久場川市営住宅A2棟前(ガードパイプ)
54	5	首里久場川町2丁目 消防署首里出張所向かい(転落防止柵)
54	6	首里久場川町2-18 久場川児童館前(ガードパイプ)
54	7	首里久場川町久場川市営住宅前(柵)
54	8	ローソン首里久場川団地前店となり(ガードレール)
54	9	首里赤平町2丁目 虎瀬公園入口(ガードレール)
54	10	こどもみらい課所管管理地(首里汀良町2丁目7番12号)

那覇市選挙管理委員会告示第 16 号

平 成 2 5 年 7 月 3 日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 4 条の 2 第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

1	選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数	5, 0 5 2	人
2	選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	8 4, 1 9 6	人
3	選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数	4 2, 0 9 8	人

那覇市選挙管理委員会告示第 17 号

平 成 2 5 年 7 月 4 日

掲 示 済

期日前投票所について

平成 25 年 7 月 21 日執行の第 23 回参議院議員選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票の場所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

期日前投票所一覧

期日前 投票所名	投票所に充てる 施設の名称	所在地	設置期間
期日前 第1投票所	那覇市役所本庁舎 1階市民会議室	泉崎1丁目1番1号	平成25年7月5日 ～7月20日 午前8時30分 ～午後8時
期日前 第2投票所	首里支所 1階会議室	首里久場川町2丁目18番地9	平成25年7月15日 ～7月20日 午前8時30分 ～午後8時
期日前 第3投票所	真和志庁舎 地下コミュニティー会議室	寄宮2丁目32番1号	
期日前 第4投票所	サンエー那覇メインプレイス 5階中央出入口	おもろまち4丁目4番9号	平成25年7月15日 ～7月20日 午前10時 ～午後8時
期日前 第5投票所	イオン那覇店 5階西エレベーター乗り場	金城5丁目10番地2	

那覇市選挙管理委員会告示第 18 号
平 成 2 5 年 7 月 4 日
掲 示 済

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について

平成 25 年 7 月 21 日執行の第 23 回参議院議員選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

期日前投票所における投票管理者及び同職務代理者（告示）

期日前 投票所名	投票管理者	期間	同職務代理者	期間
	氏名		氏名	
期日前 第1投票所	新里 真和	平成25年7月5日 平成25年7月10日 平成25年7月16日 ～7月19日	渡慶次 柴福	平成25年7月5日 ～7月20日
	高江洲 義人	平成25年7月6日 平成25年7月7日 平成25年7月14日 平成25年7月15日 平成25年7月20日		
	倉原 英弘	平成25年7月8日 平成25年7月9日 平成25年7月11日 平成25年7月12日		
	平良 常雄	平成25年7月13日		
期日前 第2投票所	仲本 達彦	平成25年7月15日 平成25年7月16日	上原 和雄	平成25年7月15日 ～7月20日
	中城 盛光	平成25年7月17日		
	仲宗根 司	平成25年7月18日 平成25年7月19日		
	安室 健二	平成25年7月20日		
期日前 第3投票所	喜納 博明	平成25年7月15日 平成25年7月20日	平良 啓	平成25年7月15日 平成25年7月20日
	上原 堅次郎	平成25年7月16日 平成25年7月19日	喜納 博明	平成25年7月16日 ～7月19日
	高宮 修一	平成25年7月17日		
	金城 貞雄	平成25年7月18日		
期日前 第4投票所	赤嶺 譲	平成25年7月15日 平成25年7月17日 平成25年7月19日	宮城 安伸	平成25年7月15日 ～7月20日
	島袋 真左樹	平成25年7月16日		
	山城 正行	平成25年7月18日		
	新川 智博	平成25年7月20日		
期日前 第5投票所	野底 武光	平成25年7月15日 平成25年7月16日	渡真利 治	平成25年7月15日 ～7月20日
	大城 義智	平成25年7月17日 平成25年7月18日		
	山城 興伸	平成25年7月19日 平成25年7月20日		

那覇市選挙管理委員会告示第 19 号

平 成 2 5 年 7 月 4 日

掲 示 済

投票所について

平成 25 年 7 月 21 日執行の第 23 回参議院議員選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の投票所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

投票所一覧

投票区	投票所	投票場所	住 所
1	石嶺小学校	体育館	首里石嶺町4-360-8
2	城東小学校	体育館下1階	首里石嶺町2-74
3	城北小学校	体育館	首里石嶺町1-162
4	城北小学校	体育館	首里石嶺町1-162
5	大名児童館	1階	首里大名町2-75
6	首里公民館	1階ホール	首里当蔵町2-8-2
7	城南小学校	地域連携教室	首里崎山町4-35-2
8	城西小学校	体育館	首里真和志町1-5
9	首里高等学校	管理棟玄関ホール	首里真和志町2-43
10	松島中学校	1階多目的室	古島2-11-2
11	末吉老人福祉セン	1階	首里末吉町2-14
12	真嘉比小学校	校舎1階フロア	字真嘉比209
13	大道中央病院	通所リハビリテーション室	安里1-1-37
14	沖縄工業高校	理科芸術棟(絵画デザイン教	松川3-20-1
15	松川小学校	ゆいゆいホール(地域連携ホー	松川1-7-1
16	大道小学校	体育館	字大道146-1
17	石田中学校	玄関ホール	繁多川5-17-1
18	識名小学校	玄関広場	識名2-2-1
19	上間小学校	幼稚園	長田2-11-60
20	仲井真小学校	体育館	字仲井真173
21	真地小学校	体育館	字真地313
22	寄宮中学校	職員室側ロビー	長田1-13-65
23	真和志小学校	体育館	寄宮3-1-1
24	真和志支所	地下コミュニティー会議室	寄宮2-32-1
25	与儀小学校	体育館	与儀1-1-1
26	古蔵中学校	体育館	古波蔵4-8-1
27	古蔵中学校	体育館	古波蔵4-8-1
28	安謝児童館	1階 多目的ホール	安謝2-15-2
29	曙小学校	ミーティングルーム	曙2-18-1
30	泊小学校	多目的室	泊2-23-9
31	神原小学校	1階オープンスペース	樋川2-7-1
32	壺屋小学校	1階ワークスペース	牧志3-14-12
33	市役所本庁	1階ロビー	泉崎1-1-1
34	神原中学校	体育館1階(武道場)	樋川2-8-1
35	城岳小学校	体育館	楚辺2-1-1
36	壺川老人福祉セン	1階リハビリ室	壺川2-3-11
37	久茂地小学校	体育館	久茂地3-26-27
38	前島小学校	体育館	前島1-7-1
39	那覇中学校	エンジョイ学級 1階	松山2-24-1
40	若狭小学校	C棟多目的ホール(裏門プール	若狭2-16-1
41	上山中学校	体育館	久米1-3-1
42	上山中学校	体育館	久米1-3-1
43	垣花小学校	視聴覚教室	山下町17-1
44	小禄小学校	体育館	字小禄1150
45	小禄南小学校	玄関フロア	小禄4-14-1
46	鏡原中学校	体育館	鏡原町36-1
47	小禄支所	1階ロビー	宇栄原4-2-2
48	さつき小学校	交流プラザ	宇栄原1-12-1
49	小禄南公民館	1階ホール	高良2-7-1
50	金城小学校	体育館	金城4-3-1
51	新都心銘苅庁舎	1階女性センター第2学習室	銘苅2-3-1
52	緑化センター	ホール	おもろまち3-2-1
53	金城中学校	体育館	金城4-4-1
54	首里支所	1階会議室	首里久場川町2-18-9

那覇市選挙管理委員会告示第 20 号

平 成 2 5 年 7 月 4 日

掲 示 済

投票管理者及びその職務代理者の氏名等について

平成 25 年 7 月 21 日執行の第 23 回参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

投票管理者・職務代理者一覧

投票区	投票所	投票管理者氏名	職務代理者氏名
1	石嶺小学校	佐久川 正守	本村 幸代
2	城東小学校	仲宗根 司	仲里 啓
3	城北小学校	長嶺 達也	宮平 多賀子
4	城北小学校	赤嶺 譲	瀬名波 幹雄
5	大名児童館	中城 盛光	我謝 輝
6	首里公民館	徳永 周作	大和田 攻太
7	城南小学校	豊里 正章	金城 清順
8	城西小学校	照屋 宏樹	上原 良彦
9	首里高校	眞喜屋 勇	辺土名 朝次
10	松島中学校	澤岷 寛明	関口 博之
11	末吉老人福祉センター	上原 昭則	比嘉 悠人
12	眞嘉比小学校	渡嘉敷 宗清	眞境名 元作
13	大道中央病院	金城 康也	三輪 滋
14	沖縄工業高校	城間 聡	眞栄城 敬一
15	松川小学校	大城 義智	松本 頼彦
16	大道小学校	島袋 真左樹	當間 広樹
17	石田中学校	山城 忠信	仲宗根 隆成
18	識名小学校	山城 正行	又吉 盛斗
19	上間小学校	瀬長 正勝	長濱 宗直
20	仲井真小学校	新崎 隆	我那覇 正
21	真地小学校	金城 貞雄	知念 一芳
22	寄宮中学校	新垣 尚志	久場川 洸
23	真和志小学校	高宮 修一	比嘉 拓
24	真和志庁舎	喜納 博明	比嘉 なみじ
25	与儀小学校	新里 亨	外間 喜伸
26	古蔵中学校	當山 忠彦	安藤 雅代
27	古蔵中学校	比嘉 世顕	渡名喜 亮
28	安謝児童館	野底 武光	浜元 盛綱
29	曙小学校	又吉 剛	平良 広樹
30	泊小学校	根間 秀夫	島袋 昇
31	神原小学校	当真 嗣貴	末吉 啓太
32	壺屋小学校	池原 哲之	當間 一也
33	市役所本庁	儀部 浩司	新垣 宙
34	神原中学校	上江洲 寛	平良 俊弥
35	城岳小学校	渡慶次 力	池味 政紀
36	壺川老人センター	古堅 博己	松田 太一郎
37	久茂地小学校	上原 堅次郎	喜屋武 太一
38	前島小学校	慶田城 用世	我那覇 昌次
39	那覇中学校	平良 多聞	平良 奈央子
40	若狭小学校	佐々木 一肇	與儀 脩平
41	上山中学校	棚原 憲一郎	比嘉 周作
42	上山中学校	崎枝 智	山城 沙也加
43	垣花小学校	仲本 達彦	長瀬 達也
44	小禄小学校	上江洲 清尚	比嘉 優
45	小禄南小学校	栄野元 到	安里 成顕
46	鏡原中学校	具志堅 英治	城間 賢治
47	小禄支所	大嶺 毅	赤嶺 文哉
48	さつき小学校	玉寄 博道	上原 学
49	小禄南公民館	長田 健二	池原 文晴
50	金城小学校	親川 純也	金武 佳之
51	銘苅庁舎	小嶺 理	戸張 洋史
52	緑化センター	高江洲 広美	松本 悠樹
53	金城中学校	比嘉 浩剛	座間味 沙姫
54	首里支所	中本 順也	具志堅 ゆき

那覇市選挙管理委員会告示第 21 号
平 成 2 5 年 7 月 4 日
掲 示 済

開票の場所及び日時について

平成 25 年 7 月 21 日執行の第 23 回参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票の場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

- 1 場 所 那 覇 市 字 識 名 1227 番 地
那覇市民体育館 メインアリーナ
- 2 日 時 平成 25 年 7 月 21 日（日） 午後 9 時 10 分

那覇市選挙管理委員会告示第 22 号
平 成 2 5 年 7 月 4 日
掲 示 済

開票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について

平成 25 年 7 月 21 日執行の第 23 回参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

開票管理者及び職務代理者

開票管理者	職務代理者
亀島 賢優	座覇 政爲

那覇市選挙管理委員会告示第 23 号
平 成 2 5 年 7 月 4 日
掲 示 済

投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について

平成 25 年 7 月 21 日執行の第 23 回参議院選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

- 1 日 時 平成 25 年 7 月 4 日（木） 午後 5 時
- 2 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市選挙管理委員会

那覇市選挙管理委員会告示第 24 号
平 成 2 5 年 7 月 4 日
掲 示 済

開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について

平成 25 年 7 月 21 日執行の第 23 回参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、開票立会人として届出のあった者が 10 人を超える場合又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

1 場 所

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎12階
那覇市選挙管理委員会事務局

2 日 時

平成25年7月18日（木）午後5時30分

那覇市選挙管理委員会告示第25号

平 成 2 5 年 7 月 4 日

掲 示 済

選挙人名簿の縦覧場所について

平成25年7月21日執行の那覇市議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により平成25年7月14日（日）に縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧の場所

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎12階
那覇市選挙管理委員会

那覇市選挙管理委員会告示第 26 号
平 成 2 5 年 7 月 4 日
掲 示 済

選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準日、登録の日及び縦覧の日
について

平成 25 年 7 月 21 日執行の那覇市議会議員選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 2 項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準日、登録の日及び縦覧の日を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

- 1 被登録資格の決定の基準日 平成 25 年 7 月 13 日
(ただし、年齢については平成 25 年 7 月 22 日)
- 2 登 録 の 日 平成 25 年 7 月 13 日
- 3 縦 覧 の 日 平成 25 年 7 月 14 日

那覇市選挙管理委員会告示第 27 号
平 成 2 5 年 7 月 4 日
掲 示 済

ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することのできる日について

平成 25 年 7 月 21 日執行の那覇市議会議員選挙において、公職選挙法第 144 条の 2 第 5 項の規定によるポスター掲示場のポスターの掲示を開始することのできる日は、平成 25 年 7 月 14 日からである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

監査委員公表

那 監 公 表 第 3 号
平成 25 年 7 月 16 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	喜 舎 場 盛 三
同	屋 良 栄 作

平成 25 年度前期定期監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、経済観光部、環境部、生涯学習部及び学校教育部の定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を次のとおり公表する。

定期監査報告書

第 1 監査の対象 **経済観光部**

商工農水課、なはまちなか振興課、観光課

環境部

環境政策課、廃棄物対策課、クリーン推進課、環境保全課、
環境衛生課

生涯学習部

総務課、生涯学習課、中央公民館、中央図書館、市民スポーツ課、施設課

学校教育部

学校教育課、教育研究所、教育相談課、青少年育成課、学務課、学校給食課、学校給食センター

第 2 監査の期間 平成 25 年 3 月 28 日から平成 25 年 6 月 25 日まで

第 3 監査の方法及び主眼

監査は平成24年度（平成25年 3 月 31 日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。

また、重要な着眼点として、随意契約における事務処理が適正かどうかを監査した。

なお、生涯学習部の監査については、地方自治法第199条の 2 の規定により、新城和範監査委員を除外した。

第 4 監査の結果及び意見

監査した結果、予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

1 意見（共通事項）

随意契約の見積書徴取について

随意契約は、入札によらず業者を特定して締結する契約事務であるが、契約金額の妥当性を持たせるため見積書を徴取することになっている。那覇市契約規則においては、なるべく 2 人以上から見積書を徴取することとなっているが、一方で、廉価な契約等においては、事務の効率化の観点から複数からの徴取を要しないと解される場合もある。

今回の監査では、事務処理の明確な基準がないため、見積書を徴取することについてその対応が異なる状況が多数見受けられた。（生涯学習部（施設課）、学校教育部（学校教育課））へは指摘事項等とした。）

本件は全庁的に共通する課題であると思料される。見積書の徴取について事務処理基準を明確にするため、規則改正や要綱作成等の措置を検討されたい。

2 各課の状況及び指摘事項等

各課の予算の執行状況等及び指摘事項等については、次のとおりである。

なお、各課等への指摘事項等については、定期監査実施要領第 6 の規定に基づき、以下の区分のとおりとする。

(1) 指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況への指摘とする。

(2) 是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

(3) 注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

(4) 要望事項

予算執行の効果や事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

経済観光部

○ 商工農水課

1 職員の配置状況

商工農水課の職員配置状況は、副部長兼課長 1 人、室長 1 人、主幹 2 人、主査 5 人、主任主事 4 人、主事 2 人の計 15 人である。その他、非常勤職員 7 人、臨時職員 5 人である。

2 主な所掌事務

商工農水課は、産業振興基本構想の策定、産業立地及び企業誘致、商工業の指導育成、中小企業の振興、特産品及び伝統工芸の指導育成、那覇市伝統工芸館、那覇市 I T 創造館、那覇市ぶんかテンブス館、小口融資、経済動向等の調査・統計及び分析、流通対策、商業適正配置、経済団体との連絡調整、労働及び雇用、優秀技術者の表彰、職業訓練、農林水産業の振興、畜産、農漁業生産基盤の整備及び沿岸漁場の整備、漁港及び水産施設の管理、農業委員会に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、定額給付金返還金（滞納繰越分 6 万 8,000 円）である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、琉球水難救済会（75 万円）、第 32 回全国豊かな海づくり大会南部地区推進協議会（49 万 8,000 円）、沖縄県漁港漁場協会（47 万 8,000 円）等である。

補助金の支出は、市魚マグロ等水産物流通支援事業（5,366 万 2,180 円）、中層浮漁礁設置強化事業（2,946 万 7,500 円）、離島支援連携事業（1,749 万 3,610

円）等である。

交付金の支出は、伝統工芸後継者育成事業（103 万 5,000 円）である。

（3）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、那覇市小口資金融資貸付原資金、平成 24 年度那覇市離島連携事業船舶助成及び宿泊助成、沖縄県企業立地セミナー普通旅費等である。

概算払いによる支払いは、地域人材育成事業（IT 産業の多様なニーズに対応する人材育成事業）、（就労者向け）IT フォローアップ人材養成事業、那覇市伝統工芸ブランド確立事業業務委託料等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、地域人材育成事業（IT 産業の多様なニーズに対応する人材育成事業A社）（2 億 1,533 万 2,000 円）、地域人材育成事業（IT 産業の多様なニーズに対応する人材育成事業B社）（5,330 万 6,286 円）、（就労者向け）IT フォローアップ人材養成事業（5,543 万 1,600 円）等である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、那覇市 IT 創造館パソコン等機器一式の賃借料 2 件（448 万 4,550 円）、那覇市 IT 創造館ネットワーク設備更改による機器賃借料（161 万 7,840 円）、那覇市ぶんかテンブス館入替 PC 機器等賃借料（59 万 4,720 円）等である。

（3）修繕料の契約について

修繕料の契約は、那覇市 IT 創造館空調室外機修繕（60 万円）、那覇市 IT 創造館塗装修繕（54 万 750 円）、市民農園ポンプ引込み電源修繕他 2 件（6 万 7,150 円）等である。

（4）補償、補填及び賠償金の契約について

補償は、小口資金融資事業の沖縄県信用保証協会への損失補償（222 万 8,251 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）土地・建物について

土地は、安謝小船溜場施設用地（占有 3,049.04 m²、貸付 1,940.80 m²）、那覇市 IT 創造館（占有 2,080.48 m²）、市民農園（占有 559.50 m²、貸付 643.50 m²）等である。

建物は、那覇市 IT 創造館（占有 1,461.91 m²、貸付 1,951.65 m²）、那覇市ぶんかテンブス館（占有 3,066.21 m²）、那覇市伝統工芸館（占有 1,356.06 m²）等である。

（2）有価証券について

有価証券は、株式会社沖縄産業振興センター株券（5,000 万円）、株式会社サザンプラント株券（280 万円）である。

（3）出資による権利について

出資による権利は、沖縄県信用保証協会（5 億 7,238 万 5,000 円）、沖縄県漁業信用基金協会出資金（4,280 万円）、沖縄県農業信用基金協会出資金（3,855

万円）等である。

（4）債権について

債権は、地域総合整備資金貸付金（タイムスビル株式会社）（7 億 2,700 万円）、地域総合整備資金貸付金（那覇新都心株式会社）（1 億 1,853 万 2,000 円）、那覇市小口資金融資貸付金（1 億 499 万 2,000 円）である。

（5）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ なはまちなか振興課

1 職員の配置状況

なはまちなか振興課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 2 人、主幹 2 人、主査 2 人、主任主事 3 人、主事 2 人の計 12 人である。その他、非常勤職員 9 人、臨時職員 3 人である。

2 主な所掌事務

なはまちなか振興課は、中心商店街の活性化その他の商業の振興、路上喫煙防止、消費生活（消費生活相談の関連業務は除く。）、計量器の調査及び計量思想普及、家庭における省資源運動、公設市場の基本政策及び管理に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）未収金の徴収について

未収金は、公設市場使用料（現年度分 140 万 3,753 円、滞納繰越分 715 万 8,092 円）、公設市場光熱水費実費徴収金（現年度分は、収入調定が遅れたため、収入超過になっている。滞納繰越分 821 万 1,051 円）である。

（2）負担金、補助及び交付金について

補助金の支出は、頑張るマチグラー支援事業（1,827 万 9,000 円）、パフォーマンスイベント等による国際通り活性化推進事業（826 万 5,000 円）、国際通りトランジットマイル助成金（200 万円）等である。

（3）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、公設市場使用料過誤納還付金、公設市場光熱水費実費徴収金過誤納還付金等である。

概算払による支払いは、国際通りとマチグラーのにぎわい事業、マチグラー屋台村構想事業、頑張るマチグラー支援事業等である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、国際通り ICT 利活用モデル事業業務委託（1 億 6,517 万 250

円）、国際通りとマチグラーのにぎわい事業業務委託2件（7,329万7,195円）、PCB 処理対策事業業務委託（2,425万5,000円）等である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料の契約は、タクシーチケットその他（53万90円）である。

賃借料の契約は、牧志公設市場土地賃借料（2,392万1,712円）、屋宜第2ビルの賃借料（1,010万7,192円）等である。

（3）修繕料の契約について

修繕料の契約は、牧志公設市場衣料部エスカレーターリニューアル工事修繕料（746万250円）、牧志公設市場（衣料部・雑貨部）外壁塗装工事修繕料（206万1,150円）、第一牧志公設市場電力計設置他修繕料（129万8,850円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）土地・建物について

土地は、第一牧志公設市場（占有1,801.53㎡）、中心商店街にぎわい広場（占有2,108.00㎡）である。

建物は、第一牧志公設市場（占有2,798.35㎡、貸付1,063.17㎡）、牧志公設市場衣料部（占有847.98㎡、貸付314.06㎡）、牧志公設市場雑貨部（占有635.94㎡、貸付77.45㎡）等である。

（2）基金について

基金は、那覇市頑張るマチグラー支援基金（1億102万8,000円）である。

（3）物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年5月9日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

（1）公設市場光熱水費実費徴収金（現年度分）の歳入調定について（注意事項）

公設市場光熱水費実費徴収金（現年度分）にかかる歳入のうち、384万5,150円の金額が平成25年2月21日から3月31日までの間に収入済であるにもかかわらず、同年3月31日現在においても歳入調定されていない。

那覇市会計規則第20条の規定は、その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨定めている。当該規定に基づき、適切な事務処理を行われたい。

（2）沖縄振興特別推進交付金にかかる繰越事業について（要望事項）

沖縄振興特別推進交付金は、全国一律の制度・施策では十分に解決できない沖縄の特殊性に基因する課題解決に向けた事業を実施することができる交付金として平成24年度に創設されている。

繰越事業の大部分が年度後半の補正予算での対応となったため、年度内に執行することができず、当該交付金事業13事業のうち4事業（合計額4億7,034万6,000円）が繰り越されている。

繰越事業に関しては、制度の趣旨、目的を踏まえ、繰り越された年度内に事業完了できるよう事業の進行管理に十分留意して取り組まれたい。

（3）那覇市中心商店街通行量調査及び那覇市来街・来店者調査について（是正事

項)

那覇市中心商店街通行量調査及び那覇市来街・来店者調査は、従来、3年毎に実施されているものであるが、平成 24 年度は、業務の繁忙を理由に執行されず歳出予算が不用額となっている。

統計の信頼性と正確性を確保するため、前回調査と同様の年サイクル及び同時期の調査を実施すべきであったが、その時期を失したことは、事業の効果を著しく損なわせる結果となっている。

当該調査は、那覇市の商業振興にかかる様々な施策の基礎データとして、重要な意義を有している。調査結果から得られるデータの重要性に鑑みて、早期の実施を検討されたい。

○ 観光課

1 職員の配置状況

観光課の職員の配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 2 人、主査 1 人、主事 4 人の計 9 人である。その他、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

観光課は、観光及びコンベンションの振興、観光資源の活用及び開発、観光協会その他観光関係団体の指導育成に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、国際会議観光都市連絡協議会負担金（240 万円）、那覇クルーズ促進連絡協議会負担金（230 万円）、沖縄観光コンベンションビューロー賛助会員会費（65 万円）等である。

補助金の支出は、観光協会事業補助金（3,399 万 4,000 円）、観光協会運営補助金（2,955 万 5,000 円）、観光まちづくり整備補助金（2,910 万 7,044 円）等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、平成 24 年度九州観光都市連盟負担金、観光功労者表彰審査委員報酬等である。

概算払による支払いは、観光協会事業補助金、観光協会運営補助金、重点分野雇用創出事業（外国人観光客受入サポート事業）業務委託料等である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、重点分野雇用創出事業（外国人観光客受入サポート事業）業務委託（4,501 万 9,000 円）、那覇市内観光周遊バス実証実験事業業務委託（4,163 万 3,550 円）、観光資源データベース登録事業業務委託（1,999 万 2,000 円）等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

設計委託契約は、奥武山トレーニング室等建設工事基本設計委託（286 万

6,500 円）である。

(3) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、プロ野球キャンプ等支援事業にかかるトレーニング器具のリース及び施設使用料(173 万 6,160 円)、タクシー借上(30 万 2,830 円)複写機使用料(13 万 4,598 円)等である。

これらの契約事務について、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 10 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

沖縄振興特別推進交付金にかかる繰越事業について（要望事項）

沖縄振興特別推進交付金は、全国一律の制度・施策では十分に解決できない沖縄の特殊性に基因する課題解決に向けた事業を実施することができる交付金として平成 24 年度に創設されている。

繰越事業の大部分が年度後半の補正予算での対応となったため、年度内に執行することができず、当該交付金事業 17 事業のうち 5 事業（合計額 6 億 6,235 万 7,210 円）が繰り越されている。

繰越事業に関しては、制度の趣旨・目的を踏まえ、繰り越された年度内に事業完了できるよう関係団体等との調整を含め、事業の進行管理に十分留意して取り組まれない。

環 境 部

○ 環境政策課（平成 25 年度、環境政策課と廃棄物対策課に組織改正）

1 職員の配置状況

環境政策課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 4 人、主幹 4 人、主査 9 人、主任主事 6 人、主事 5 人、総合現業主査 2 人、主任総合現業員 4 人、総合現業員 5 人の計 40 人である。その他、非常勤職員 6 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

環境政策課は、環境基本計画、ゼロエミッション（資源循環型社会をいう。）の推進、地球温暖化対策、ISO14001 の総括及び推進、屋上及び壁面緑化、廃棄物の処理及び清掃に係る総合計画の策定及び調整、那覇市・南風原町環境施設組合、ごみ減量及び資源化、一般廃棄物処理施設等の整備計画、一般廃棄物処理業の許可及び指導、一般廃棄物のし尿処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収状況について

未収金は、家庭ごみ処理手数料(2,465 万 9,350 円)、環境保全・創造基金収

入（5 万 5,145 円）である。

（2）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、那覇市・南風原町環境施設組合管理運営負担金（18 億 7,046 万 6,000 円）、那覇市地球温暖化対策協議会負担金（60 万円）、全国都市清掃会議会員費（19 万円）等である。

補助金の支出は、住宅用太陽光発電導入促進助成事業補助金（567 万 8,100 円）、緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業（29 万円）である。

（3）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、那覇市環境審議会委員報酬及び費用弁償、那覇市生ごみ処理機器及び処理容器奨励金、料金後納利用額の支払通信運搬費等である。

概算払による支払いは、平成 24 年度廃棄物・リサイクル基礎研修の旅費、廃棄物関係ガイドラインの改定説明会参加旅費、平成 24 年度一般廃棄物処理施設管理技術講習会旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、平成 24 年度那覇市モノレール沿線ベランダ緑化促進事業（6,377 万 5,364 円）那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務（6,178 万 8,312 円）、エコマール那覇プラザ棟内啓発推進事業（726 万 2,000 円）等である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、タクシー使用料（42 万 910 円）、作業車賃借（27 万 2,580 円）、複写機賃借（19 万 9,994 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）基金・その他について

基金は、環境保全創造基金（1,373 万 7,432 円）、一般廃棄物処理施設建設等基金（80 万 370 円）である。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 24 年 5 月 10 日、13 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

（1）緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業の執行率について（環境政策課）

（注意事項）

緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進事業は、市内の建物において、屋上や壁面等で緑化を行う建築物所有者に対し、申請に基づき緑化工事の一部を助成する事業である。

この事業は、平成 23 年度決算においても執行率（35.1%）が低く、また、平成 24 年度においても執行率（15.5%）がかなり低い状況である。今後、この事業の継続の是非を含め、事業の執行のあり方について検討されたい。

（2）家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付事業について（廃棄物対策課）（是正事

項)

家庭用生ごみ処理機器購入助成金交付事業は、家庭から排出される生ごみの減量を推進するため、生ごみ処理機器を購入する市民に対し奨励金を交付する事業である。

前々回、前回の定期監査においても事業効果を高めるよう注意したところであるが、平成24年度においてもさらに交付件数が減少している状況である。また、ごみ処理機器は使用方法の煩雑さや臭気の問題がある等の理由により、普及が進まない状況である。今後、この事業の必要性を含め事業のあり方を検討されたい。

○ クリーン推進課

1 職員の配置状況

クリーン推進課の職員配置状況は、課長1人、主幹3人、主査4人、主任主事4人、プラント整備主査1人、運転主査4人、環境整備主査1人、総合現業主査1人、主任総合現業員3人、主任環境整備員1人、主任運転手6人、環境整備員7人、総合現業員11人、運転手21人の計68人である。その他、臨時職員31人である。

2 主な所掌事務

クリーン推進課は、一般廃棄物に係る収集及び指導、一般廃棄物（焼却される廃棄物等を除く。）の処理等、一般廃棄物処理施設の維持管理、ごみ搬入道路、ポイ捨て防止による環境美化促進、不法投棄防止及び公衆便所の維持管理に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収状況について

未収金は、し尿処分手数料（137万7,801円）、資源ごみ収益金（133万3,230円）である。

(2) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、クリーン推進課事務所維持管理負担金（261万8,215円）、無線機維持管理負担金（3万6,400円）等である。

(3) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、ごみ収集車両事故による賠償金支払等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、一般家庭用ごみ収集運搬業務（8億587万1,000円）、一般家庭用ごみ収集運搬業務（新規委託分）（5,795万2,000円）、エコマール那覇リサイクル棟維持管理業務（3,727万5,000円）等である。

(2) 工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、トイレ設置工事（2,130万3,000円）、旧最終処分場安全対策工事（1,892万1,000円）、旧最終処分場跡地利用安全性調査・設計業務（1,392万1,950円）、等である。

（3）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、タクシー使用料（31 万 1,050 円）、複写機賃借（7 万 5,172 円）等である。

（4）修繕料の契約について

修繕料は、旧最終処分場ゲートフェンス設置修繕（129 万 1,500 円）、細目スクリーン修繕（123 万 9,000 円）、固液分離機脱水装置修繕（117 万 750 円）等である。

（5）補償、補填及び賠償金の契約について

賠償金は、ゴミ収集車両接触事故による賠償金支払い（675 万 6,317 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）土地・建物について

土地は、清掃工場埋立用地（占有 8 万 2,954.11 m²、貸付 8,506.00 m²）、那覇市環境センター（占有 4 万 4,358.00 m²、貸付 2 万 7,054.00 m²）、新污水調整池（3,260.00 m²）等である。

建物は、ごみ処理施設（リサイクルプラザ）（3,711.47 m²）、エコマール那覇リサイクル棟（2,140.00 m²）、環境センター汚水処理場（1,355.01 m²）等である。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 環境保全課（平成 25 年度、環境保全課と環境衛生課に組織改正）

1 職員の配置状況

環境保全課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 1 人、主幹 3 人、主査 4 人、主任主事 2 人、主事 7 人、獣医師 1 人、予防主査 1 人、主任予防技術員 3 人及び予防技術員 6 人の計 29 人である。その他は、非常勤職員 2 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

環境保全課は、環境保全、公害監視に関する施設及び実施計画、公害の苦情処理相談及び紛争の処理、自然保護、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく業務、霊園及び公営墓地、狂犬病予防法の予防、動物愛護及び管理、ハブ対策、空き地管理及びそ族昆虫の駆除に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）未収金の徴収状況について

未収金は、霊園使用料（274 万 5,080 円）である。

（2）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、いなんせ斎苑建設償還金負担金（9,441 万 8,000 円）、漫湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金（500 万円）、国場川水あしび負担金（50 万円）等である。

補助金の支出は、テレビ受信障害対策事業補助金（183 万 7,470 円）、水資源有効利用推進事業（52 万 5,625 円）等である。

（3）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、環境啓発事業（大嶺海岸観察会、ホタル観察会、湧水めぐり等）、の報償費及び火災保険料、犬猫適正飼養推進事業の火災保険料等である。

概算払は、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議出席、墓地管理講習会、合葬式墓地及び納骨堂先進地視察旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、市内井戸・湧水等調査事業（1,396 万 7,100 円）、自動車騒音常時監視業務（388 万 5,000 円）、識名霊園管理業務（222 万 2,220 円）等である。

（2）工事及び設計委託契約について

那覇市民共同墓及び納骨堂建設工事（1,400 万 150 円）、那覇市共同墓地及び納骨堂建設工事（解体その 1）（295 万 7,850 円）、那覇市共同墓地及び納骨堂建設工事（工事監理）解体その 1（31 万 800 円）である。

（3）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、犬猫適正飼養事業用車両の賃借（19 万 5,300 円）、タクシー使用料外 1 件（43 万 9,871 円）等の契約である。

（4）修繕料の契約について

修繕料は、識名霊園南納骨堂天井部雨漏れ対策業務他 1 件（25 万 950 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）土地・建物について

建物は、識名霊園（納骨堂南）718.24 m²、無縁遺骨仮安置所 52.06 m²である。

（2）基金・その他について

基金は、公営墓地整備等事業基金（5,211 円）である。

（3）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 9 日、10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

畜犬管理システム「わんライフ」保守契約について（環境衛生課）（是正事項）
このシステムは、犬の登録等を管理するシステムであり、住民基本台帳情報と

連携したシステムとなっている。個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条に基づき、受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止他 7 項目の条件を付するものと規定されている。しかし、畜犬管理システム保守契約には条件が付されていない。

畜犬管理システム保守契約においては、当該施行規則第 14 条に定める条件を付して契約を締結し、情報セキュリティの向上を図られたい。

生涯学習部

○ 総務課

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、課長 1 人、副参事 3 人、主幹 2 人、主査 8 人、主任主事 2 人、保健師 1 人の計 17 人である。その他、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

総務課は、教育委員会会議、秘書及び渉外、請願及び陳情、教育長協会等の教育団体、条例、規則等の制定、改廃及び解釈、情報公開及び個人情報保護、文書及び公印、庁内共用備品の調達及び管理、議会との連絡調整事務、災害対策等、庁舎管理、教育委員会例規審議会、教育に係る調査及び広報、教育行政に関する相談、基本構想、基本計画（教育行政運営ビジョンを含む。）の策定及び推進、重点施策の策定、主要事業の進行管理、実施計画、予算の編成及び決算、組織及び定数、事務管理、余裕教室及び空き教室、局議、課長連絡会、市費負担職員の任免、分限、懲戒、表彰及び服務その他身分取扱い、市費負担職員の勤務条件、市費負担職員の研修、職員の安全及び衛生管理、市費負担職員の福利厚生及び公務災害、市費負担職員の賃金及び報酬、学校規模の適正化及び適正配置、両部に係る総合調整等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県市町村教育委員会連合会負担金（52 万 440 円）、沖縄県市町村教育長協会負担金（50 万 6,648 円）、沖縄県社会保険協会負担金（3 万 2,500 円）等である。

（2）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、沖縄県市町村教育委員会連合会負担金、沖縄県市町村教育長協会負担金、沖縄県市町村教育委員会連合会総会研修旅費等である。

概算払による支払いは、市町村教育委員会研究協議会（第 2 ブロック）旅費、九州都市教育長協議会第 1 回理事会及び総会・研修参加旅費、小中一貫教育全国サミット参加旅費等である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、ポリ塩化ビフェニル処理委託（4,577 万 5,800 円）、人材育成施設整備基本構想策定支援業務委託（508 万 2,000 円）、教育長車運転業務（240

万円）等である。

（2）工事及び設計委託の契約について

設計委託契約は、前島小学校及び幼稚園・児童クラブ整備工事業務委託（220万5,000円）である。

（3）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、教育委員会事務局一時移転庁舎賃貸借（3,551万3,909円）、教育委員会庁舎敷地貸借（208万1,556円）、公用車駐車場賃貸借（101万4,464円）等である。

（4）修繕料の契約について

修繕料の契約は、とまりん現状復旧工事他3件（138万3,200円）、D51機関車修繕（34万5,450円）、公用車法定点検整備外4件（17万6,458円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年5月8日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 生涯学習課

1 職員の配置状況

生涯学習課の職員配置状況は、課長1人、主幹2人、主査3人、主事3人の計9人である。その他、非常勤職員1人、臨時職員1人である。

2 主な所掌事務

生涯学習課は、生涯学習の推進に係る企画、調査及び総合調整、生涯学習の推進に係る広報、啓発活動及び関連事業、生涯学習関連のデータベースの整備及び提供、社会教育に関する企画、調査及び総合調整、社会教育実習、学校開放の総合的推進、社会教育施設の設置及び廃止、社会教育関係団体の育成及び指導助言、育英事業、社会教育指導員、ユネスコ活動、社会教育関係職員の研修に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県社会教育委員連絡協議会負担金（4万6,000円）、那覇地区社会教育委員連絡協議会負担金（3万9,000円）、全国生涯学習市町村協議会年会費（3万円）等である。

補助金の支出は、那覇市婦人連合会運営補助金（86万4,000円）、那覇市PTA連合会運営補助金（197万6,000円）、育英事業（564万6,000円）である。

（2）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、沖縄県社会教育指導員研修会参加負担金及び費用

弁償、沖縄県社会教育指導員連絡協議会総会旅費、社会教育指導員連絡協議会への講師謝礼金等である。

概算払による支払いは、那覇市育英会補助金、那覇市 PTA 連合会・那覇市婦人連合会補助金である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、繁多川図書館業務委託（1,714 万 8,000 円）、繁多川公民館業務委託（1,219 万 5,000 円）、若狭公民館業務委託（1,123 万 4,000 円）、那覇市子育て支援ブックスタート事業（169 万 4,000 円）等である。

（2）工事及び設計委託契約について

工事契約は、久茂地公民館・図書館解体工事（4,084 万 2,900 円）である。

設計委託契約は、久茂地公民館・図書館解体工事業務委託（設計・監理）（43 万 500 円）である。

（3）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、石嶺スポーツ文化プラザ用地賃借（644 万 9,675 円）、中央公民館・中央図書館敷地賃借（86 万 952 円）、中央公民館・中央図書館県有地土地賃借（4 万 4,220 円）等である。

（4）修繕料の契約について

修繕料の契約は、松島小学校地域連携室冷房機修繕外 8 件（50 万 1,540 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）土地・建物について

土地は、公民館（13,985.78 m²）である。

建物は、公民館（10,883.52 m²）、図書館（4,917.81 m²）である。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 9 日備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

（1）前金払いの理由の起案書への記載漏れについて（注意事項）

繁多川公民館・図書館運営事業及び若狭公民館運営事業の委託料の支払い方法は、特例による前金払いであるが起案書にその理由について記載がない。

前金払いのある契約事務に当たっては、起案への必要事項の記載漏れがないよう、適切な事務処理に努められたい。

（2）契約締結年月日の記載漏れについて（是正事項）

旧久茂地公民館警備業務委託について、10 件の契約のうち 3 件は契約書に契約締結年月日の記載漏れがあった。契約事務に当たっては適切な事務処理に努められたい。

（3）精算事務の遅延について（注意事項）

資金前渡の精算は、会計規則第 57 条第 1 項第 3 号の規定により用務終了日から 7 日以内（土日祝祭日含む）に精算しなければならないところ、6 件中 4 件の精算事務が遅延しており、そのうち 3 件については、精算に要した日数が 27 日から 30 日と著しく遅延している。

資金前渡の財務事務の処理に当たっては、精算事務の適切な事務処理に努められたい。

○ 中央公民館

（市立公民館 7 館のうち、中央公民館、牧志駅前ほしぞら公民館、石嶺公民館、若狭公民館について実施した。）

1 職員の配置状況

各公民館の職員配置状況については、中央公民館は課長 1 人、主幹 1 人、主任公民館主事 2 人、公民館主事 1 人の計 5 人である。その他、非常勤職員 3 人。牧志駅前ほしぞら公民館は主査 2 人、公民館主事 1 人の計 3 人である。その他、非常勤職員 5 人、臨時職員 2 人である。石嶺公民館は主査 1 人、主任公民館主事 1 人、公民館主事 1 人の計 3 人である。その他、非常勤職員 2 人、臨時職員 1 人である。若狭公民館は主査 1 人である。

2 主な所掌事務

公民館は、講座の開設、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会、まつり等の開催、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図る。体育、レクリエーション等に関する集会の開催、各種の団体、機関等の連絡、施設を市民の集会その他公共的利用に供する。学習団体の育成、学習相談、広報（館報等）、その他公民館の設置目的を達成するために必要な事業、市全域にわたる事業（中央公民館）、公民館相互の連絡調整及び統括（中央公民館）、公民館運営における市民との協働に関する（中央公民館）事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助及び交付金について

（中央公民館）

負担金の支出は、沖縄県公民館連絡協議会負担金（15 万円）、那覇地区公民館連絡協議会負担金（11 万 2,000 円）、沖縄県公民館研究大会負担金（1 万 4,000 円）等である。

（牧志駅前ほしぞら公民館）

負担金の支出は、さいおんスクエア管理組合負担金（1,939 万 839 円）である。

（2）資金前渡・概算払について

（中央公民館）

資金前渡による支払いは、那覇地区公民館連絡協議会の負担金、沖縄県公民館研究大会参加負担金、沖縄県公民館主事協会負担金である。

概算払による支払いは、社会教育指導員連絡協議会総会参加者への費用弁償である。

（牧志駅前ほしぞら公民館）

資金前渡による支払いは、「プラネタリウム de jazz night」の演奏者への報償費、駐車場料金である。

概算払による支払いは、さいおんスクエア管理組合負担金平成 25 年 1 月分、少年教室「南城市の秋の自然を楽しもう!」の引率者への旅費及び費用弁償等である。

（石嶺公民館）

資金前渡による支払いは、地域連携事業「新春もちつき交流会」参加者への報償費、バス回数券の購入費用である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

（中央公民館）

那覇市公民館・図書館清掃業務（1,320 万円）、那覇市公民館・図書館警備業務（741 万円）である。

（牧志駅前ほしぞら公民館）

プラネタリウム番組開発業務（1,354 万 5,000 円）、デジタルプラネタリウム番組制作委託業務（283 万 5,000 円）、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館・図書館警備業務（222 万 8,232 円）等である。

（石嶺公民館）

空調設備保守点検業務その他 9 件（139 万 6,280 円）、塵芥処理業務（12 万 4,200 円）である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

（中央公民館）

那覇市公民館券売機賃借（183 万 780 円）、中央公民館他 1 館の複写機賃借（56 万 7,000 円）、中央公民館他 1 館の印刷機賃借（55 万 5,660 円）等である。

（牧志駅前ほしぞら公民館）

デジタルプラネタリウム番組「銀河鉄道の夜」賃貸借（404 万 2,500 円）、印刷機賃貸借（30 万 4,920 円）、複写機賃貸借（8 万 2,800 円）等である。

（石嶺公民館）

那覇市石嶺公民館業務用車両賃貸（18 万 1,440 円）、タクシー使用料（1 万 3,960 円）である。

（若狭公民館）

タクシー使用料（7 万 1,880 円）である。

（3）修繕料の契約について

（牧志駅前ほしぞら公民館）

ホール入口ドアストッパー修繕他 3 件（8 万 4,000 円）、ワイヤレスマイク修理他 1 件（5 万 4,810 円）である。

（石嶺公民館）

非常放送設備修繕その他 23 件（138 万 9,838 円）、印刷機修理その他 5 件（7 万 7,085 円）である。

（若狭公民館）

自動券売機修繕他 2 件（5 万 4,810 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

各公民館における物品の出納及び保管等について、平成25年5月9日、中央公民館、牧志駅前ほしぞら公民館、石嶺公民館、若狭公民館において、備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

牧志駅前ほしぞら公民館のプラネタリウム観覧者数について（注意事項）

牧志駅前ほしぞら公民館は平成 23 年 7 月に開館した。平成 24 年度と平成 23 年度の月平均観覧者数を比較すると、若干減少がみられる。平成 24 年度は沖縄振興特別推進交付金を活用し、人気番組である「銀河鉄道の夜」を投影したにも関わらず、一般への広報活動が十分ではなかったため、全体的な観覧者の増加には繋がっていない。今後は、一般市民への広報宣伝と番組コンテンツの充実を図り、観覧者の増加に努められたい。

○ 中央図書館

（市立図書館 7 館のうち、中央図書館、牧志駅前ほしぞら図書館、石嶺図書館、若狭図書館について実施した。）

1 職員の配置状況

各図書館の職員配置状況については、中央図書館は、課長 1 人、主幹 2 人、主査 3 人、主任主事 4 人、主事 1 人の計 11 人に、非常勤職員 8 人、緊急雇用臨時 3 人である。牧志駅前ほしぞら図書館は、主査 1 人、主任主事 2 人の計 3 人に、非常勤職員 8 人、緊急雇用臨時 1 人である。石嶺図書館は、主査 1 人、主任主事 1 人、主事 1 人の計 3 人に、非常勤職員 7 人である。若狭図書館は、主査 1 人、主任主事 1 人の計 2 人に、非常勤職員 7 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

各図書館は、図書館奉仕、レファレンス及び読書相談、図書館資料の購入計画、選書、登録、除籍等、図書館資料の保存、障がい者のための資料の収集及び宅配サービス、寄贈図書を受入、読書会、おはなし会等、読書推進事業の主催及び関係団体の支援、学校図書館等との図書館資料の相互貸借、図書館運営における市民との協働、所管する複合施設の維持管理（若狭、繁多川）、その他図書館の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

なお、中央図書館はその他、学校、社会教育関係団体等への視聴覚教材等の貸出、図書館コンピュータシステムの運営管理、統計及び広報、図書館運営の調査研究及び企画、図書館関連要綱等の内規の制定、図書館業務の総括に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県公共図書館連絡協議会負担金（7 万 5,000 円）、日本図書館協会負担金（5 万円）、沖縄県図書館協会負担金（5,000 円）である。

（2）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、図書館ボランティアの保険加入費である。

概算払による支払いは、沖縄県公共図書館連絡協議会参加旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、16 ミリフィルム DVD 化業務（5,624 万 3,250 円）、清掃業務委託（図書館分）（990 万円）、公民館・図書館警備業務委託（777 万 7,000 円）等である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、那覇市立図書館コンピュータシステム（328 万 5,450 円）、若狭公民館・図書館空調設備等賃貸借及び光熱費削減保証サービス契約（241 万 9,200 円）、複写機賃貸借（中央・ほしぞら・首里）（70 万 2,178 円）等である。

（3）修繕料の契約について

修繕料の契約は、図書館床漏水修繕他 35 件（226 万 2,668 円）、OHP 修繕他 3 件（19 万 4,525 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 9 日に牧志駅前ほしぞら図書館、同月 10 日に中央図書館、石嶺図書館、若狭図書館の備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 市民スポーツ課

1 職員の配置状況

市民スポーツ課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 1 人、主査 2 人、主任主事 1 人、主事 2 人の計 7 人である。その他、非常勤職員 1 人である。

2 主な所掌事務

市民スポーツ課は、社会体育に関する企画、調査及び研究、社会体育施設の設置、管理及び廃止、スポーツ推進委員、社会体育関係団体の育成及び指導助言、レクリエーション、学校体育施設の開放、所管する公の施設等の管理運営等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、那覇・浦添地区スポーツ推進委員協議会負担金（6 万 6,500 円）、沖縄県スポーツ推進委員協議会負担金（6 万 2,500 円）、第 50 回沖縄県スポーツ推進委員研究大会出席負担金（9,000 円）等である。

補助金の支出は、平成 24 年度那覇市社会体育振興費補助金（第 64 回沖縄県

民体育大会派遣費）（1,114 万 9,950 円）、那覇市体育協会運営補助金（457 万 1,000 円）、筑後川旗第 29 回西日本学童軟式野球大会 55 万 5,000 円）等である。

（2）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、学校体育施設開放管理指導員報償費、第 7 回スポーツフェスティバル in なは講師報償費、平成 24 年度スポーツ推進委員報酬等である。

概算払による支払いは、NPO 法人那覇市体育協会運営事業、那覇市民体育館類似施設調査（視察）等である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市営奥武山体育施設指定管理委託料（7,800 万円）、那覇市体育施設指定管理委託料（7,793 万 8,000 円）、奥武山サブグラウンド芝生養生管理業務委託（340 万 1,500 円）等である。

（2）工事及び設計委託契約について

工事請負契約については、奥武山野球場人工芝整備等工事（6,257 万 7,900 円）、那覇市民体育館空調機設置及び音響設備改修工事業務委託（設計・監理）（812 万 8,050 円）、奥武山野球場スコアボード改修工事（245 万 7,000 円）等である。

（3）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、学校体育館清掃用モップ賃借料（163 万 2,166 円）等である。

（4）修繕料の契約について

修繕料の契約は、首里石嶺プールろ過装置ろ材取替修繕（93 万 300 円）、石嶺文化スポーツプラザの井水ろ過装置タイマー取替修繕（59 万 2,515 円）奥武山野球場カメラマン席保護マット取付修繕（1 塁側・3 塁側）（21 万 5,000 円）、等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）土地・建物について

土地は、ゲートボール場（1,991.34 m²）、建物は、那覇市営奥武山野球場（9,956.12 m²）、同屋内運動場（3,235.87 m²）、同スコアボード（454.01 m²）、那覇市首里石嶺市民プール（1,009.99 m²）及びゲートボール場の便所（5.10 m²）である。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 8 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

補助金交付に係る書類の審査について（注意事項）

児童のスポーツ県外派遣補助金交付事務において、補助金実績報告書に添付されていた領収書を確認したところ、航空券の購入方法に不適切なものが見受けられ

た。那覇市補助金等交付規則第 13 条の規定によれば、市長は実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類審査を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定すると規定している。

補助金交付事務においては、申請者から提出された書類について、不備等がないよう十分に審査し、適切な補助金の交付事務に努められたい。

○ 施設課

1 職員の配置状況

施設課の職員の配置状況は、参事兼課長 1 人、副参事 1 人、主幹 2 人、主査 11 人、主任主事 1 人、主任技師 6 人、主事 1 人、技師 5 人の計 28 人である。その他、非常勤職員 5 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

施設課は、教育施設に関する企画・調査及び研究、教育施設の建設、施設の維持補修工事、教育財産台帳の整備保存、学校施設の維持及び管理（警備、目的外使用許可及び災害共済を含む。）、学校用地（幼稚園用地を含む。）の取得、借用及び管理、施設の防災計画書の取りまとめに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況について

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

（1）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県地区防音事業連絡協議会（8 万 7,000 円）、沖縄県公立文教施設整備期成会（2 万円）等である。

（2）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、平成 24 年度小学校借用校地賃借料の供託金支払、小学校電気使用料金（天久小学校）、平成 24 年度中学校借用校地賃借料の供託金支払等である。

概算払による支払いは、学校建物の耐震診断・耐震補強設計講習会の普通旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、警備業務委託（小学校 3,089 万 2,700 円、中学校 1,423 万円）、消防用設備保守点検業務委託（小学校 1,097 万 8,800 円、中学校 577 万 9,200 円）自家用電気工作物保安管理業務委託（小学校 341 万 3,550 円、中学校 190 万 4,280 円）等である。

（2）工事及び設計委託契約について

工事契約は、小禄中学校校舎建設事業（工事請負 16 億 2,050 万 5,150 円）、真嘉比小学校屋内運動場建設事業（3 億 3,705 万 4,000 円）、前島・久茂地小学校統合新校整備事業（工事請負 1 億 9,544 万 4,885 円）等の工事である。

設計委託契約は、小禄中学校校舎建設事業（委託料 5,545 万 7,000 円）、泊小学校屋内運動場建設事業（委託料 3,595 万 6,510 円）、真嘉比小学校屋内運動

場建設事業（委託料 2,121 万 2,000 円）等の工事である。

（3）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、用地借上及び管理事業（小学校 4,472 万 3,816 円、中学校 3,319 万 1,190 円）、タクシー使用料（一般事務費 41 万 1,730 円、小学校 80 万 5,840 円、中学校 10 万 6,270 円）、複写機使用料（一般事務費 14 万 5,683 円、中学校 76 万 6,500 円）等である。

（4）修繕料の契約について

修繕料の契約は、施設維持管理費（小学校 7,043 万 7,633 円、中学校 3,637 万 3,391 円）、消防用設備等不良箇所整備事業（小学校 1,250 万 9,784 円、中学校 409 万 6,155 円）、給食施設維持管理費（小学校 546 万 137 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）土地・建物について

土地は、学校用地（868,007.16 m²）、繁多川無縁墓地用地（317 m²）である。建物は、小学校校舎（37 校、222,349 m²）、屋内運動場（38,056 m²）、プール（13,054 m²）、中学校校舎（17 校、117,856 m²）、屋内運動場（21,050 m²）、プール（6,657 m²）である。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 8 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

随意契約の見積書徴取について（注意事項）

那覇市契約規則第 21 条の 3 の規定は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積に必要な事項を示して、なるべく 2 人以上から見積書を徴さなければならない旨定めている。

修繕料の契約において、当該規則に定めるとおり 2 人以上から見積書を徴し執行している契約がある一方、1 人から徴することにより契約を行っているものが多数見受けられる。類似の契約であるにもかかわらず事務の取り扱いが異なることは適切とは言えない。

随意契約の見積書徴取については、取扱基準の明確化を図るため契約規則の見直し又は要綱等の策定等を行い適切な契約事務の執行をされたい。

学校教育部

○ 学校教育課

1 職員の配置状況

学校教育課の職員の配置状況は、課長 1 人、室長 1 人、副参事 3 人、主幹 1 人、主査 2 人、指導主事 9 人、主任主事 2 人、主事 4 人の計 23 人である。その他、非常勤職員 3 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

学校教育課は、学校経営に関する指導助言、教育課程及び教育内容の指導助言、生徒指導、学校教育に関する企画・調査及び研究、教科領域研究団体の助成、教科用図書の採択、学校教育実習、学校の設置及び廃止、県費負担教職員の免許・任免・分限・懲戒・表彰及び服務その他身分取扱い、県費負担教職員の福利厚生及び公務災害、県費負担教職員の研修、校長連絡協議会及び教頭連絡会、学校保健に係る調査・研究及び統計並びに計画及び実施、教職員・児童・生徒の健康診断、学校環境の衛生管理、学校安全（スクールゾーン等を含む。）及び日本スポーツ振興センター、小中一貫教育、学校教育部に係る総合調整に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、日本スポーツ振興センターへの共済負担金（小学校 958 万 3,665 円、中学校 435 万 9,595 円）、沖縄県学校保健会（14 万 9,505 円）等である。

補助金の支出は、県外派遣選手費（1,498 万 4,295 円）、那覇地区中学校体育連盟主催事業（363 万 8,950 円）、那覇市離島体験学習旅費補助金（191 万 2,530 円）等に係る補助金である。

（2）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、学校保健関係非常勤職員報酬、定期健康診断（歯科）の業務委託料等である。

概算払による支払いは、那覇地区中学校体育連盟主催事業補助金、県外派遣選手旅費補助金、那覇地区中学校文化連盟補助金等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、定期健康診断業務（小学校 4,262 万 46 円、中学校 2,082 万 8,410 円）、塵芥処理業務（小学校 899 万 1,211 円、中学校 425 万 2,109 円）、産業廃棄物処理（粗大ごみ等）業務（小学校 255 万 2,355 円、中学校 161 万 4,840 円）等である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、コンピュータ機器等賃借（小学校 8,792 万 4,509 円、中学校 5,139 万 486 円）、自然教室バス借上料その他 41 件（406 万 4,150 円）、学校保健室用パソコン一式賃借（小学校 166 万 1,760 円、中学校 89 万 4,780 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況について

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

随意契約の見積書徴取について（注意事項）

那覇市契約規則第 21 条の 3 の規定は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積に必要な事項を示して、なるべく 2 人以上から見積書を徴さなければならない旨定めている。

使用料及び賃借料、業務委託等に係る契約において、当該規則に定めるとおり 2 人以上から見積書を徴し執行している契約がある一方、1 人から徴することにより契約を行っているものが多数見受けられる。類似の契約であるにもかかわらず事務の取り扱いが異なることは適切とは言えない。

随意契約の見積書徴取については、取扱基準の明確化を図るため契約規則の見直し又は要綱等の策定等を行い適切な契約事務の執行をされたい。

○ 教育研究所

1 職員の配置状況

教育研究所の職員配置状況は、所長 1 人、主幹 1 人、主査 2 人、主任主事 3 人、指導主事 4 人の計 11 人である。その他、非常勤職員 5 人である。

2 主な所掌事務

教育研究所は、教職員の研修及び調査・研究、図書資料提供、学校ネットワーク支援及び情報教育の推進、教育コンピュータ保守管理・教育機器整備に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、全国教育研究所連盟（2 万円）、沖縄県教育研究所連盟（1 万円）への団体負担金である。

（2）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、平成 24 年度運営審議会報酬、平成 24 年度全国教育研究所連盟負担金、平成 24 年度沖縄県教育研究所連盟負担金等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市教育用ネットワーク運用業務（1,297 万 8,000 円）、平成 24 年度標準学力調査業務（356 万 7,290 円）、学校図書館資源共有化ネットワーク事業搬送業務（33 万 6,000 円）等である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、教育研究所情報教育機器等の賃貸借（52 万 2,900 円）、タクシー使用料（46 万 8,310 円）、教育研究所 OA 機器類の賃貸借（27 万 8,400 円）等である。

（3）修繕料の契約について

修繕料の契約は、ノートパソコン修繕（古蔵中）その他 11 件（39 万 8,286 円）、与義小学校校内ネットワーク修繕その他 5 件（36 万 9,294 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、

おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 教育相談課

1 職員の配置状況

教育相談課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 1 人、指導主事 2 人、教育相談員主査 1 人、主任教育相談員 2 人、教育相談員 1 人、の計 8 人である。その他、非常勤職員 20 人、臨時職員 7 人、合計 35 人である。

2 主な所掌事務

教育相談課は、不登校等に関する調査及び研究、不登校対策に係る学校への指導、助言及び支援、適応指導教室、青少年の街頭指導、青少年の継続指導、教育相談（メンタルヘルスを含む。）等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県適応指導教室連絡協議会（1 万円）、全国適応指導教室連絡協議会（5,000 円）、沖縄県青少年センター連絡協議会（3,000 円）等である。

補助金の支出は、那覇地区少年補導員協議会（25 万 5,265 円）、小禄・豊見城地区少年補導員協議会（20 万 5,770 円）等である。

（2）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、教育相談支援員傷害保険料、体験学習指導謝礼金、フェリー代等である。

概算払による主な支払いは、平成 24 年度那覇市青少年健全育成事業補助金（那覇地区少年補導員協議会）、自然体験キャンプ、糸満青少年の家「いきいきふれあいスクールパートⅠ」引率に係る旅費等である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、車両賃貸借契約（52 万 2,837 円）、公用車賃貸借契約（25 万 9,560 円）、複写機リース料（9 万 5,760 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成25年5月10日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 青少年育成課

1 職員の配置状況

青少年育成課の職員配置状況は、課長1人、主幹1人、指導主事1人、主査1人、主事3人の計7人である。臨時職員3人である。

2 主な所掌事務

青少年育成課は、青少年問題の総合的施策に関する企画及び調査、青少年育成総合施策、青少年問題協議会、青少年の健全育成、青少年旗頭事業、児童生徒県外交流事業、放課後子ども教室推進事業、子どもが輝くまちづくり事業、はたちの記念事業、青少年施設の設置、管理及び廃止、森の家みんな管理運営事業、青少年関係団体等との連絡調整、青少年団体の育成、青少年健全育成市民会議、青年団体連絡会、子ども会育成連絡協議会、ガールスカウト日本連盟沖縄県支部、日本ボーイスカウト沖縄県連盟、その他青少年団体等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、大平特別支援学校卒業生青年学級への負担金（7万3,170円）、西崎特別支援学校卒業生青年学級への負担金（6万5,460円）、鏡が丘特別支援学校卒業生青年学級への負担金（2万5,796円）等である。

補助金の支出は、那覇市青少年健全育成市民会議（357万2,000円）、那覇市青年団体連絡会（153万円）、子どもフェスタ in なは実行委員会（60万2,616円）等である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、地域自主開催成人式の報償費、那覇市青少年問題協議会委員の報酬、放課後子どもプラン運営委員会委員の報償費等である。

概算払による主な支払いは、青少年旗頭事業業務委託、那覇市児童生徒県外交流事業本研修旅費、生涯学習振興費補助金等である。

これらについて、予算執行伺い書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、森の家みんな管理運営事業業務委託（1,115万円）、青少年旗頭事業業務委託（736万9,066円）、那覇市児童生徒県外交流事業旅行業務（324万8,365円）等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、那覇市児童生徒県外交流事業のバス使用料（3

万 6,800 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 土地・建物について

建物は、自然体験学習施設（那覇市立森の家みんな）1,023.16 m²である。

(2) 基金について

基金は、児童生徒県外交流基金（9,444 円）である。

(3) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

○ 学務課

1 職員の配置状況

学務課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 2 人、主査 3 人、主任主事 5 人、主事 2 人の計 13 人である。その他、非常勤職員 4 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

学務課は、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費、特別支援学級就学奨励費、学務に関する企画、調査及び研究、児童及び生徒の就学、通学区域の設定及び改廃、在籍調査及び学校基本調査、教科用図書の無償給与、学校物品の調達及び管理に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

(1) 未収金の徴収について

未収金は、小学校要保護児童就学援助及び特別支援教育就学奨励費（369 万 3,000 円）、中学校要保護児童就学援助及び特別支援教育就学奨励費（445 万 4,000 円）である。

(2) 資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、小中学校における医療費、準要保護学校給食費・学用品費、特別支援教育就学奨励費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、新入学児童生徒就学通知書印刷委託外 1 件（66 万 9,900 円）、である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、学事・就学援助支援システムメンテナンスフリー契約（460 万 4,040 円）、Web 版備品管理システム機器等賃貸借（337 万 9,992

円)、平成 20 年度小中学校印刷機賃貸借 (170 万 1,000 円)、平成 21 年度小中学校複写機賃貸借契約 (158 万 4576 円) 等である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、小学校机の修繕外 14 件 (389 万 2,517 円)、鉄棒。逆上補助器具修繕 (安謝小) 外 366 件 (1,032 万 2,925 円)、中学校教室用机椅子の修繕外 2 件 (79 万 914 円)、プリンター修理 (安岡中) 外 143 件 (624 万 6,096 円) である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 8 日から同月 22 日にかけて学務課、安謝小学校、城東小学校、小禄小学校、真和志中学校の備品台帳、その他関係書類と現品を突合 (抽出) した結果、「6 指摘事項等」以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

(1) 学校割当予算における修繕契約等の検収について (注意事項)

学校割当予算における修繕契約の検収について、支出命令書の検収印は「那覇市立学校財務取扱要綱」第 8 条の検収員である学校事務職員が記名押印すべきところ検収を実施していない学務課職員が記名押印する不適切な事務処理を行っている。

また、消耗品購入の検収について、請求書に表示されている検収印 (ゴム印) は日付と学校名のみで検収員である学校事務職員の記名押印がない。

今後、当該財務取扱要綱に基づき適切な事務処理に努められたい。

(2) 複写機賃貸借契約における保守料金の見直しについて (是正事項)

小中学校複写機賃貸借契約 (5 件、51 台) における保守料金は、入札条件の中で特定の単価を設定し当該複写機賃貸借契約の落札業者と随意契約により別途保守契約を締結している。

当該保守料金は、下表に示すとおり他部局の取引実例価格の例と比較し 1 枚当たりの単価がかなり高い金額の設定となっている。

今後、保守料金の契約に当たっては、複写機賃貸借契約の入札金額に保守料金を含めるなど十分な競争性が確保されるよう契約方法の見直しをされたい。

保守料金の単価比較表			
教育委員会 学校教育部 学務課	他部局の例		
基本料金 (50 枚まで)	250 円	1～40,000 枚	1.2 円/枚
		40,001～90,000 枚	1.1 円/枚
51 枚以上	5 円/枚	90,001 枚以上	1.0 円/枚

(3) 職員の交通事故防止対策について (注意事項)

職員が公用車を運転する場合は、安全運転に十分配慮しなければならないが、平成 24 年 11 月に公務中において不注意により物損及び人身事故を起こした。今後、学務課主催の「安全運転講習会」を充実させるなど、交通事故予防のための効果的な取組みについて検討されたい。

(4) 公印の備品台帳整備について (注意事項)

公印の備品台帳整備について、学校長・園長印の公印が備品台帳に未登録で

あった。

那覇市物品会計規則第 25 条第 2 項に基づき速やかに備品台帳を整備された
い。

○ 学校給食課

1 職員の配置状況

学校給食課の職員配置状況は、課長 1 人、主幹 1 人、主査 2 人、栄養士 1 人の
計 5 人である。

2 主な所掌事務

学校給食課は、学校給食の企画、学校給食施設の設置及び廃止、学校給食の運
営指導、給食費、調理業務の民間委託に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属
別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県学校給食研究協議会（11 万 5,675 円）である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、「6 指摘事項等」以外は、
おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、古蔵給食センター給食調理業務（2,858 万円）、天久給食セ
ンター給食調理業務（2,564 万 9,000 円）、安謝給食センター給食調理業務（2,186
万 2,860 円）等である。

（2）工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託の契約は、那覇学校給食センター解体工事関連（5,272 万
500 円）、大名小学校校舎改築実施設計業務（174 万 900 円）である。

（3）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、学校給食献立作成用パソコン導入事業（111 万
9,825 円）、首里学校給食センター用地賃借（593 万 1,162 円）等である。

（4）修繕料の契約について

修繕料の契約は、大名小学校配膳室改修業務（43 万 3,650 円）、那覇学校給
食センター臨時低圧引込工事（17 万 1,255 円）、真嘉比小学校マイコンスライ
サー修理外 48 件（330 万 3,696 円）である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、
おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（1）土地・建物について

土地は、小禄学校給食センター（1,233.15 m²）、真和志学校給食センター
（3,214.00 m²）、建物は、首里学校給食センター（1,039.25 m²）、小禄学校給
食センター（968.00 m²）、真和志学校給食センター（1,176.17 m²）である。

（2）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 8 日に備品台帳、その他関係
書類と現品を突合（抽出）した。

これらについて、関連台帳等により審査した結果、おおむね良好に管理されて

いるものと認めた。

6 指摘事項等

（1）学校給食費の管理について（注意事項）

学校給食費は、小学校児童及び中学校生徒に対し給食を提供するための食料費として児童生徒の保護者から徴収するものである。平成 23 年度の給食費収入は、市内の小学校と中学校をあわせて約 14 億 5,300 万円となっている。

学校給食費は原則として口座振替となっているが、未収金等の支払いについては納付書又は現金納付による徴収となっており、その現金徴収に伴う事件・事故を防止するため、教育委員会において「学校給食費現金取扱いガイドライン」を作成し、各学校において運用している。

しかし、複数職員による現金チェック体制の不備や、学校給食費会計決算の監査を実施していない学校が見られるなど、学校現場において同ガイドラインが十分周知されていない状況がある。

本市の学校給食費は、児童生徒の保護者からの給食費で運営する私会計となっているが、学校給食は、市の教育行政の一環として実施されるものであることから、学校給食費についても公金に準じて厳正に取り扱わなければならない。

現金取扱いガイドラインの実効性を高めるため、各学校に対し関連様式等の整備や、会計処理に係るチェック体制の充実を図る等、指導を強化されたい。

（2）学校給食費の未収金について（要望事項）

平成 23 年度における学校給食費の未収金は、小中学校合わせて約 3,460 万円となっており、納付すべき給食費の約 2.4%である。

学校給食費の未収金対策については、平成 19 年に学校給食事務処理フローチャートを作成して各学校に通知し、また平成 22 年度以降は、児童生徒保護者からの「給食についての確認書」の提出により、給食費の収納率向上への理解と協力を求めている。

今後も、各学校に対しては、未収金対策を周知するとともに、未収金の徴収に係る現金取扱いによる事故防止についても、指導を強化されたい。

（3）アレルギー対策検討委員会に係る予算執行について（注意事項）

アレルギー対策検討委員会会議における委員の報償費 10 万 8,000 円が全額未執行となっている。同委員会は、学校給食における食物アレルギーによる事故を未然に防ぎ、食物アレルギー児童生徒に対し適切に対応を行うことを目的に、食物アレルギー対策の管理方針等を検討するため設置するものであるが、平成 24 年度においては、委員の選任、会議資料等の作成ができなかったため、委員会の設置ができず、予算の未執行となったものである。

平成 24 年 12 月には東京都内の小学校において学校給食によるアレルギー死亡事故が発生しており、本市でも平成 24 年度にアレルギー事故が 4 件発生している。アレルギー事故は、深刻な事態を招く場合もあり、その対策は重要な課題となっている。早急に委員会を設置し、アレルギー対策に取り組まされたい。

○ 学校給食センター

1 職員の配置状況

学校給食センターの職員配置状況は、所長 1 人、副所長 3 人、主査 1 人、主任主事 3 人、調理主査 3 人、主任調理員 7 人、調理員 25 人、運転手 6 人の計 49 人である。その他、県費栄養職員は 13 人ある。

2 主な所掌事務

学校給食センターは、給食センターの管理運営、給食費の執行、賄材料の調達及び検収、献立の作成及び栄養に関する業務、調理及び運搬、その他学校給食センターの設置目的を達成するために必要な事業に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況については、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確と認めた。

（1）未収金について

未収金は、職員駐車土地使用料 2 万 9,000 円、借用駐車土地賃貸料 8,000 円である。

（2）負担金、補助及び交付金について

負担金の支出は、沖縄県学校給食共同調理場連絡協議会への団体負担金（2 万 8,992 円）、安全運転管理者講習会負担金（8,400 円）である。

（3）資金前渡・概算払について

資金前渡による支払いは、学校給食センター運営委員会の委員への報酬及び費用弁償、安全運転管理者講習会への出席負担金である。

これらについて予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、銘苅学校給食センター他 3 学校給食センター学校給食搬送業務（1,965 万 6,000 円）、真和志学校給食センター学校給食搬送業務（1,940 万 80 円）、平成 24 年度那覇市学校給食センターボイラー管理業務（1,449 万円）等である。

（2）工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託の契約は、首里学校給食センター改修工事関連（159 万 2,640 円）である。

（3）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、小禄給食センター食器洗浄機賃借（478 万 8,000 円）、首里給食センター食缶洗浄機賃借（305 万 1,000 円）、首里給食センター食器洗浄機賃借（297 万 9,900 円）等である。

（4）修繕料の契約について

修繕料の契約は、真和志給食センター高圧受電設備保全修繕外 28 件（300 万 7,402 円）、プレハブ冷蔵庫の修繕外 18 件（145 万 7,148 円）等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 25 年 5 月 9 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項等

該当事項はありません。

